

土地利用方針・都市づくり方針の検討案（本編）

第3章 豊島区の都市づくりにあたっての立脚点	
第2 都市の骨格（拠点、軸、面）と土地利用方針	
3 土地利用方針	2
第4章 目標の実現に向けた都市づくり方針	
協働と政策連携による都市づくりの基本方針	5
方針1 高度な防災機能を備えた都市の実現（防災）	7
方針2 人が優先された交通基盤の整備（交通）	14
方針3 ライフステージに応じた良好な住環境の形成（住環境）	19
方針4 エネルギー効率の高い低炭素型都市への転換（低炭素）	24
方針5 みどりの回廊に包まれた憩いの創出（みどり）	27
方針6 個性ある美しい都市空間の形成（景観）	31
方針7 文化を軸としたにぎわいと活力の強化（文化）	34
方針8 健康な身体を育む快適な都市環境の形成（健康）	37
第5章 東京の魅力を担う池袋副都心の再生	40

第3章 豊島区の都市づくりにあたっての立脚点 第2 都市の骨格（拠点、軸、面）と土地利用方針

3 土地利用方針 （方針部分の赤字：現行の都市計画マスタープランからの変更箇所）

現行	改定案	説明
<p>1. 土地利用の方針</p> <p>(1) 現況と課題</p> <p>[現況]</p> <p>豊島区は、池袋副都心を中心とする一方で、閑静で落ち着いた住宅地もあるなど複合的で多様な土地利用を特徴としています。現況の土地利用はおおむね以下の3つに大別されます。</p> <p>①区内の過半を占める住宅地</p> <p>②池袋副都心と鉄道駅周辺に広がる商業業務地</p> <p>③上記の中間にある都市型用途混在地</p> <p>このうち住宅地は、区の南部や環状6号線（山手通り）の西部を中心とした戸建て住宅が比較的多い住宅地と北東部を中心に広がる木造賃貸住宅など共同住宅が多く密度の高い住宅地に分けられます。</p> <p>道路を除く土地利用の内訳をみると、住宅系土地利用の面積が全区の約6割、商業業務系が約3割、公園広場等が約1割で、まとまった空地（オープンスペース）が少なく成熟した高密度の市街地になっています。</p> <p>[課題]</p> <p>主な課題は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定住を支える住宅系土地利用の保全 ・住宅系と商業業務系土地利用の適切な調和 ・公園や広場等の空地の確保 	<p>3. 土地利用の方針</p> <p>(1) 現況と課題</p> <p>【現状】</p> <p>豊島区は、池袋副都心を中心とする一方で、閑静で落ち着いた住宅地もあるなど複合的で多様な土地利用を特徴としています。現況の土地利用は、概ね以下の3つに大別されます。</p> <p>①区内の過半を占める住宅地</p> <p>②池袋副都心と鉄道駅周辺に広がる商業業務地</p> <p>③上記の中間にある用途複合地</p> <p>このうち住宅地は、区の南部や環状6号線（山手通り）の西部を中心とした戸建て住宅が比較的多い住宅地と北東部を中心に広がる木造賃貸住宅など共同住宅が多く密度の高い住宅地に分けられます。</p> <p>また、区の南北には、工場等の産業機能が立地する準工業地域に指定された区域があり、近年、マンション等への土地利用転換が進んでいます。</p> <p>【主な課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多様なライフスタイルに対応し、誰もが安全・安心で、快適に暮らすことができる定住環境を形成するためには、災害に対する都市の安全性を確保しつつ、地域特性に応じた魅力ある住環境の形成が必要です。 ○木造密集市街地での防災性の向上など市街地の改善のためには、都市計画道路などの都市基盤整備と一体となった計画的な土地利用の誘導が必要です。 ○誰もが充実した機能集積による利便性を受けられるよう、鉄道駅周辺を中心とした拠点の形成が必要です。 ○住宅や産業など異なる都市機能が混在する地域では、産業政策とのバランスを図りながら、快適な住環境を確保していくことが必要です。 ○秩序ある市街地の更新を図りながら、地域特性を生かした良好な街並みを形成し、市街地の質を向上していくため、必要に応じて建築物の高さや敷地規模などについて、きめの細かい土地利用のルールのあるあり方を検討することが必要です。 	<p>⇒現行都市マス「都市型用途混在地」は「都市型」の意味が明確でないため削除</p> <p>⇒現行都市マスでは土地利用構成のデータを説明しているが、現状としては、近年の土地利用の変化を記載することが望ましい。</p> <p>⇒現行都市マスの「定住を支える住宅系土地利用の保全」は、より一歩踏み込んで「魅力や安全性の向上」という表現に変更</p> <p>⇒都市計画道路の特定整備路線を踏まえ、「都市計画道路等都市基盤と一体となった～」を記述</p> <p>⇒将来都市構造との整合を踏まえ、「駅周辺における～」を追加</p> <p>⇒現行都市マスの「住宅系と商業業務系土地利用の適切な調和」は、混在的土地利用が住宅と商業業務に限らないことから、改定都市マスでは幅広い表現に変更</p> <p>⇒土地利用上の新たな課題として「高さ」や「敷地規模」について記載</p>

現行	改定案	説明
<p>(2) 基本的な考え方</p> <p>1) 土地利用の類型にあわせたまちづくりの推進</p> <p>土地利用区分を立地条件や集積している機能などを考えて8つの類型に区分し、それぞれに対応した地区レベルでまちづくりをすすめます。</p> <p>①住宅地</p> <p>ア. 一般住宅地</p> <p>戸建て住宅や共同住宅を中心とする、良好な住環境の保全・形成をはかる区域</p> <p>イ. 併用住宅地</p> <p>店舗併用住宅を中心とする、周辺の一般住宅地との調和を保ちながら地区の利便性の向上をはかる区域</p> <p>②商業業務地</p> <p>ア. 副都心商業業務地</p> <p>池袋駅周辺、サンシャインシティ及びその周辺で、広域的な商業・業務機能と副都心機能の拡充をはかる区域</p> <p>イ. 地域中心商業業務地</p> <p>目白、大塚、巣鴨、駒込の駅周辺で、商業・業務機能等の充実をはかる区域</p> <p>ウ. 地区中心商業地</p> <p>私鉄及び地下鉄の駅周辺で、住民の日常生活を支える商業・地域サービス機能の充実をはかる区域</p> <p>③都市型混在地</p> <p>ア. 商業業務系混在地</p> <p>居住機能と商業・業務機能が混在する、両者の適切な調和と共存をはかる区域</p>	<p>(2) 土地利用の類型にあわせた都市づくりの推進</p> <p>土地利用区分を立地条件や集積している機能などを踏まえ、9つの類型に区分し、土地利用方針の基本的な考え方を示します。</p> <p>1) 住宅地</p> <p>ア. 低層住宅地</p> <p>戸建住宅及び低層集合住宅を中心とする住宅地では、落ち着いた街並みの保全や緑化の促進などにより、ゆとりと潤いが感じられる良好な居住環境の形成を誘導します。</p> <p>イ. 一般住宅地</p> <p>低層住宅地以外の一般住宅地では、集合住宅や非住宅用途の建物の立地に際し、低層住宅が主体となっている地域の住環境の保全に配慮した計画となるよう誘導します。</p> <p>また、都市基盤が不十分な地域では、共同・協調建替えの促進や狭あい道路の整備などにより、中高層の集合住宅を中心とした良好な市街地の形成を誘導します。</p> <p>ウ. 複合型住宅地</p> <p>沿道型商業集積地や区内の地区間を連絡する補助幹線道路沿道では、地域特性に応じた街並み景観の形成、みどりやオープンスペースの創出、背後にある住宅地の利便性を支える商業や事務所などの生活関連サービス機能の誘導により、都市型住宅と商業等施設が調和した市街地の形成を誘導します。</p> <p>都市計画道路の整備が行われる沿道では、防災性の向上、にぎわいの創出、良好な住環境を形成するため、延焼遮断帯の形成に必要な範囲において、道路整備と一体となった沿道まちづくりを誘導します。</p> <p>2) 商業業務地</p> <p>ア. 副都心商業・業務地</p> <p>池袋駅周辺地区と東池袋駅周辺地区及びこの2地区を結ぶ主要な通りを含む地区は、首都東京の中心的な役割を担い、国内外から人々が訪れる広域的な拠点として、既存の商業・業務機能を充実・強化するとともに、文化・交流や情報発信など多様な都市機能の集積を誘導します。</p> <p>イ. 商業・業務地（交流拠点周辺）</p> <p>目白駅、大塚駅、巣鴨駅、駒込駅の周辺は、区内外の交流や区民生活を支える交流拠点として、商業・業務、文化・交流機能などの集積を誘導します。</p> <p>ウ. 商業・業務地（生活拠点周辺）</p> <p>私鉄及び地下鉄の駅周辺は、区民の身近な暮らしを支える生活拠点として、商業、医療・福祉機能などの集積を誘導します。</p> <p>3) 複合用途地</p> <p>ア. 商業業務系複合地</p> <p>池袋副都心及び交流拠点である商業業務地の周辺は、都市型住宅と商業業務機能が調和する利便性の高い市街地の形成を誘導します。</p>	<p>⇒区分ごとの土地利用の方向の記述は、現行都市マスの場合、土地利用区分の定義に近い表現であったが、改定では将来の土地利用の誘導の方向性を表現に改め</p> <p>⇒コンパクトな都市形成の観点では土地利用のメリハリを表現することが重要⇒現行都市マスの「一般住宅地」を区分して、新たに「低層住宅地」（一低層を想定）を設定</p> <p>⇒特定整備路線（候補区間）の沿道は「複合型住宅地」を想定</p> <p>⇒「池袋副都心整備ガイドプラン」と整合</p> <p>⇒将来都市構造の交流拠点と整合</p> <p>⇒将来都市構造の生活拠点と整合</p> <p>⇒現行都市マスの「混在」という語句はマイナスのイメージ（課題地区のようなイメージ）があり、肯</p>

現行	改定案	説明
<p>イ．幹線沿道型混在地 商業・業務機能、流通機能、居住機能等の複合的な土地利用をはかる区域</p> <p>ウ．産業系混在地 居住機能、商業・業務機能のほか、工場・作業所・倉庫等の産業機能等が混在する、各用途間の適切な調和を保ちながら活力のある環境の形成をはかる区域</p> <p>2) 地域地区の指定 現行の用途地域等を基本的に継承しつつ、区民の意向に配慮しながら、適宜、以下のように見直していきます。</p> <p>①用途地域等は都市計画道路や地下鉄等の整備にあわせて適切に見直します。</p> <p>②地域の実情に応じた土地利用等の規制・誘導をおこなうため、特別用途地区の指定や地区計画制度等の活用をはかります。</p> <p>③災害に強い都市づくりをすすめるため、都市計画道路の整備等にあわせて防火地域の指定拡大をはかります。</p> <p>3) 土地利用転換の適切な誘導 公共施設や民間の大規模施設などで土地利用の転換が予想される場合は、このマスタープランをはじめとする区の施策に適合する転換がはかられるよう誘導します。</p>	<p>イ．沿道型複合地 都市骨格軸となる幹線道路沿道では、土地の高度利用により、都市型住宅と広域的な道路機能を生かした商業・業務機能、流通機能などが調和する市街地の形成を誘導します。</p> <p>ウ．産業系複合地 居住機能、商業・業務機能のほか、工場、作業所、倉庫等の産業機能などが複合する地域では、各機能間の適切な調和を保ちながら、活力のある市街地の形成を誘導します。</p> <p>また、産業機能からマンション等への土地利用転換が行われる場合は、周辺環境との調和に配慮した計画となるよう誘導します。</p> <p>(2) 地域地区の指定 現行の用途地域等を基本的に継承しつつ、地域特性や区民の意向に配慮しながら、適宜、以下のように見直していきます。</p> <p>①用途地域等は都市計画道路の整備などにあわせて適切に見直します。</p> <p>②地域の実情に応じた土地利用等の規制・誘導を行うため、地区計画制度等を活用します。</p> <p>③災害に強い都市づくりを進めるため、都市計画道路の整備等にあわせて、防火地域の指定拡大や東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制を導入します。</p> <p>(3) 建築物の高さ制限の誘導 地域特性に応じた良好な街並みを形成するため、必要に応じて地域特性を踏まえた建築物の高さのあり方について検討します。</p> <p>(4) 敷地細分化の抑制 相続などによる敷地の細分化により、狭小な宅地の発生や民有緑地の喪失など住環境の悪化を防ぐため、必要に応じて都市計画法による規制など敷地細分化の抑制方策について検討します。</p> <p>(5) 土地利用転換の適切な誘導 公共施設や民間の大規模施設などで土地利用の転換が予想される場合は、都市計画マスタープランをはじめとする区の施策に適合する転換が図られるよう誘導します。</p>	<p>定的な意味合いの語句に変更</p> <p>⇒①「地下鉄」を削除（時点修正）</p> <p>⇒②「特別用途地区」を削除（時点修正）</p> <p>⇒今後の土地利用の課題になると考えられる土地の高度利用の規制・誘導について方向性を記載</p> <p>⇒今後の土地利用の課題になると考えられる敷地細分化の抑制について、検討の方向性を記載</p>

第4章 目標の実現に向けた都市づくり方針

協働と政策連携による都市づくりの基本方針 (方針部分の赤字：現行の都市計画マスタープランからの変更箇所)

現行	改定案	説明
<p>第5章 まちづくりの実現に向けて</p> <p>1. 基本的な考え方</p> <p>1) 総合的・効率的なとりくみ</p> <p>①教育・福祉・文化・産業振興などの幅広い部門との連携をはかり、体制を確立して総合的にまちづくりに関する施策を推進します。</p> <p>②広域的な対応や調整が必要な場合は、国、都や周辺区など、関係機関との連携をはかります。</p> <p>③区全域あるいは地区における必要性・緊急性に配慮するとともに、住民の合意形成の状況など事業の早期実現の可能性を考慮して、費用対効果、時間対効果の視点から優先順位を判断し、効率的な施策の展開をはかりつつまちづくりをすすめます。</p> <p>2) 区・区民・事業者の役割分担と協働によるとりくみ</p> <p>以下のような役割分担を基本としつつ、まちづくりの目標の共有とそれにもとづく協働をめざします。</p> <p>①区の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 区は、このマスタープランにもとづき、必要に応じて調査・分析や計画立案をおこない、それをふまえて、土地利用に関する規制・誘導、都市施設の整備、市街地開発事業の実施等を推進します。 区民・事業者がまちづくりにとりくむための指導・啓発、情報の提供、組織づくりや運営の支援等をおこないます。 関連計画や区民の意向を十分に配慮しながら、公的な事業に対応します。 	<p>協働と政策連携による都市づくりの推進</p> <p>豊島区は、平成18(2006)年3月に「豊島区自治の推進に関する基本条例」を制定し、身近な地域の課題について、住民自らが主体的に取り組むことを自治の起点とするとともに、区、区民、事業者等及び関係機関の協働と連携による自主的かつ自立した区政運営の確立を都市づくりの基本理念として位置づけました。</p> <p>また、平成24(2012)年11月には、世界保健機関が推進する安全・安心な都市づくりの国際認証制度であるセーフコミュニティを取得し、区民、地域、民間事業者、NPO、行政など多様な主体が手を携えて都市づくりに取り組み、これまでの分野の枠を超えた横断的な連携による効果的な施策を展開しています。</p> <p>この協働と政策連携を基本姿勢とし、都市計画マスタープランの実現に向けて取り組んでいきます。</p> <p>1 区の役割</p> <p>(1) 都市計画マスタープランに基づく政策連携による都市づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 区は、都市計画マスタープランに掲げる基本理念と目標の実現に向けて、多様な主体との協働を推進し、関係部局や国・東京都などの関係機関と連携を図りながら、効果的で効率的な都市づくりを推進します。 <p>(2) 都市づくりのルール策定と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区特性に応じた適切な土地利用の誘導を図るため、区民参加を促進しながら、地区計画制度の活用を支援します。 景観法や東京都のしゃれた街並みづくり推進条例などによる都市づくりのルールの活用にあたっては、制度の仕組みや活用方法の考え方など区民や事業者に情報提供します。 区民参加による街づくりの取組みを規定した「豊島区街づくり推進条例」に基づき、街づくりに関する勉強会や計画づくりなど自主的に活動する団体を支援します。 <p>(3) まちづくりの場面における区民の参画機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地利用の規制・誘導のルールづくりや道路や公園をはじめとする都市施設の整備など、区が主体となり都市づくりを推進する際には、引き続き、区民意識調査の実施、説明会の開催、パブリックコメントなど、区民の意見や提案を反映する機会を積極的に確保します。 また、地域特性にあったまちづくりの制度や手法、先事例の紹介など、区民によるまちづくりの検討の手助けとなる情報提供や機会を設けます。 	<p>⇒(1)、区の役割としては、都市マスを実現するために、政策連携に取り組むことが最重要であることから、最初の項目として記載</p> <p>⇒現行都市マスの区の役割は、事業の進め方に関する事項であり、「協働と政策連携による都市づくり」とは次元が異なることから、最終的に「都市計画マスタープランの実現にあたって」の章において記載</p> <p>(2)、協働の都市づくりの上で、ルールは基本になることから、その策定と活用について記載</p> <p>(3)、協働の都市づくりの上で、区民の参画機会の確保は基本になることから、その旨について記載</p>

現行	改定案	説明
<p>②区民の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 区民は、区全体及び地区レベルの計画策定から施策の実施・評価等の過程に参加します。 地区レベルのまちづくりに主体的にとりくみます。 <p>③事業者の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者は、区及び区民のすすめるまちづくりに積極的に協力するとともに、自らも地区のまちづくりにとりくみます。 	<p>(4) 国、東京都等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市づくりにおいては、国や東京都の都市整備を担当する部局に加えて、警視庁や東京消防庁、公共交通やエネルギー等の公益事業者など、多くの関係機関や事業者との連携が必要であり、区はこうした関係機関や事業者と都市づくりの目標を共有し、実現に向けて連携を図ります。 また、地域特性を踏まえた都市づくりを推進するため、必要に応じて現在の制度の見直しや新たな事業手法を構築し、国や東京都に提案し協議していきます。 <p>2 区民の役割</p> <p>(1) まちづくりへの積極的、主体的な参画</p> <ul style="list-style-type: none"> 区民は、自分たちの住むまちを良くするために、地域のまちづくりに関心を持ち、区全体及び地区の計画策定から施策の実施、評価、見直しまでの過程に積極的、主体的に参画します。 <p>(2) 地域のまちづくり活動の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> 区民は、安全・安心なまちづくりに向けた防災・防犯活動、良好な住環境を維持し向上を図る環境美化や緑化、街並みの形成、にぎわいを生み出す交流イベントなどの各種活動に参画し、地域のまちづくりを実践する主体として活躍します。 <p>(3) 日常生活の中でのまちづくりへの貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> 区民は、日常生活での環境配慮の取組みやお互いに助け合う「心のバリアフリー」の実践、来街者に対する「おもてなしの心がけ」など、地域の価値を高めるまちづくりへの貢献活動を実践します。 <p>3. 事業者の役割</p> <p>(1) 都市開発等を通じた良好な都市環境の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者は、都市開発等のまちづくり事業を行うにあたり、都市計画マスタープランに基づき、周辺環境との調和を基本とし、地域特性に応じた良好な都市環境を形成するなど、都市の価値を高める役割を果たします。 <p>(2) 地域特性に応じたにぎわいと活力の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者は、池袋副都心をはじめとした拠点での事業活動において、敷地内の緑化や屋外広告物の適正化、個性ある街並みの演出など、地域特性に応じた秩序あるにぎわいと活力を創出する役割を果たします。 <p>(3) 地域社会の一員としてのまちづくりへの貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者は、地域社会の一員として、災害時における帰宅困難者対策の協力や環境負荷を低減する取組み、芸術文化や健康づくり活動など、公益的な活動への参画を通じてまちづくりに貢献します。 	<p>⇒区の役割としては、関係機関への働きかけも重要なので（全て区でできるわけではないので）(4)を追加</p> <p>⇒制度見直しや新たな事業手法の構築：例えば、東京都の「民設公園制度」など</p> <p>⇒(1)(2)は、現行都市マスの記載内容を充実（できるだけ具体的に記述）</p> <p>⇒区民の役割としては、日常生活における一人ひとりの意識も重要なため(3)を追加</p> <p>⇒(1)(2)(3)は、現行都市マスの記載内容を充実（できるだけ具体的に記述）</p>

方針1 高度な防災機能を備えた都市の実現

(方針部分の赤字：現行の都市計画マスタープランからの変更箇所)

現行	改定案	説明
<p>3. 防災まちづくりの方針</p> <p>(1) 現況と課題</p> <p>[現況]</p> <p>平成7年1月に発生した「阪神・淡路大震災」は、自然災害に対する都市の脆弱さを改めて認識させる結果となりました。豊島区では商業地を中心に建物の不燃化が進展し、建物全体の不燃化率は6割を超えていますが、木造住宅が密集する区域がまだ広く残されており、震災時に被害を受ける危険性が懸念されています。</p> <p>また、都市における大雨時の浸水被害や、都会での防犯に配慮したまちづくりの必要性も指摘されています。</p> <p>[課題]</p> <p>主な課題は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災性の高い都市構造の確立 ・ 地区レベルでとりくむ防災まちづくりの推進 ・ 防犯や都市型水害対策など安全なまちづくりの推進 	<p>方針1 高度な防災機能を備えた都市の実現</p> <p>【現状と課題】</p> <p>■現状</p> <p>南関東において、今後30年以内にマグニチュード7クラスの大地震が発生する確率は70%と想定されており、首都直下型地震の切迫性が高まっています。また、平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災は、災害に強い都市づくりの重要性を再認識する機会となりました。</p> <p>東日本大震災発生当日、東京都心部をはじめ、豊島区では巨大ターミナルである池袋駅を中心に多数の帰宅困難者が発生したことから、駅と駅周辺地域も含めた帰宅困難者対策の見直しが課題として浮き彫りとなりました。</p> <p>また、東日本大震災に伴う電力供給不足や計画停電の実施により、節電への意識やエネルギー政策への考え方に変化が生じています。</p> <p>豊島区では、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震など大規模災害を踏まえ、様々な事業により市街地の安全性の向上に取り組んできました。しかし、震災時に大きな被害が想定される木造住宅密集地域は、区内の4割に及びます。</p> <p>近年発生している記録的な集中豪雨は、家屋や地下街への浸水など人々の生活に深刻な影響をもたらしています。</p> <p>■主な課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東京都の「木密地域不燃化10年プロジェクト」に基づき、市街地の不燃化促進とともに、延焼遮断帯となる特定整備路線の整備とあわせた沿道まちづくりを進め、地域の防災性を向上させることが必要です。 ○木造密集市街地でのまちづくりでは、「燃え広がらない・燃えないまち」の形成に向けて、防災性を高めていくことが必要です。 ○多くの来訪者が集中する巨大ターミナルである池袋駅では、帰宅困難者対策の見直しを含めたエリア防災の取組みが必要です。 ○災害時においても都市機能を維持するため、エネルギーセキュリティー対策と平常時の環境対策を連携させた取組みが必要です。 ○被災後の都市復興を迅速に進めるため、区民、民間事業者、豊島区などの間で事前にまちづくりのあり方を検討しておくことが必要です。 ○ヒートアイランド現象による集中豪雨の発生や地表面がアスファルトなどにより覆われたことにより雨水が地中に浸透しにくくなっているなど、雨水排水施設の処理能力を超える都市型水害への対応が必要です。 	<p>⇒東日本大震災による影響等について現状を修正</p>

現行	改定案	説明
<p>(2) 基本的な考え方</p> <p>高密な市街地が連坦することから、地区の防災性向上と平行して都市構造そのものの防災性を高めることにより、「逃げないですむ、安心して住める」まちづくりをめざします。同時に、大規模な地震による被災後のまちづくりに対応するための準備をしておきます。「防災まちづくり」は区民・事業者・行政や関係機関の防災協力体制等を定めた「地域防災計画」との整合をはかり、参加と協働によりすすめます。</p> <p>また、地震や火災だけでなく、都市型水害や犯罪からも安心できるまちづくりをすすめます。</p> <p>1) 避難施設の整備と「防災生活圏」の形成</p> <p>①延焼遮断帯の整備</p> <p>道路、鉄道等を活用し、おおむね1km間隔で「延焼遮断帯」を整備し最大でも100haを超えない単位で「防災生活圏」の形成をめざします。そして延焼遮断性能を強化するため、都市計画道路環状5の1号線、補助26号線、補助172号線などの早期整備と既存の幹線道路を含む沿道の不燃化を促進します。</p> <p>②避難場所、避難道路等の安全性の向上</p> <p>区内の避難場所について内部や外周部の安全性の向上を図るとともに、周辺建物の不燃化を促進します。また、避難活動や応急活動の軸となる幹線道路について、沿道建物の不燃化や耐震性の強化をすすめます。</p> <p>③区の活動拠点の整備</p> <p>各地区の「救援センター」となる区立小中学校等について、水の確保や防災資機材の充実と合わせ外周部の接道緑化やオープンスペースの確保など防災性の向上につとめます。</p>	<p>【都市づくりの方針】</p> <p>1 災害に強い都市空間の形成</p> <p>(1) 延焼遮断帯の形成及び緊急輸送道路の機能確保</p> <p>道路や鉄道などの活用により、概ね1km間隔で延焼遮断帯を形成し、最大でも100haを超えない単位で「防災生活圏」の形成を目指します。さらに、延焼遮断性能を強化するため、都市計画道路の早期整備と既存の幹線道路を含めた沿道建築物の不燃化を促進します。</p> <p>震災時において避難、救急・消火活動、緊急支援物資の輸送及び復旧復興活動を支える緊急輸送道路が建築物の倒壊により閉塞することを防止するため、沿道の建築物の耐震化を促進します。</p> <p>(2) 避難する場所や道路などの安全性の強化</p> <p>災害時に区民の避難する場所となる身近な小・中学校（豊島区指定「救援センター」、その他区有建築物、身近な公園（一時集合場所など）や地震後の大火災に備えて避難する避難場所（東京都指定）では、施設の倒壊危険箇所の改善など内部や外周部の安全性の向上を図るとともに、周辺建築物の不燃化を促進します。また、救援センターや補助救援センターなどの防災活動拠点では、耐震化の推進、ブロック塀の生垣化、オープンスペースの確保などにより、安全性の向上を図ります。</p> <p>高齢者や障害者をはじめとした災害時要援護者が、災害時に安全に避難できるよう、防災活動拠点の周辺などにおける無電柱化、避難する場所や道路などのバリアフリー化を推進します。また、避難活動や応急活動の軸となる幹線道路では、沿道建築物の不燃化や耐震化の促進、ブロック塀の生垣化などにより、避難する際の経路となる道路周辺の安全性を強化します。</p> <p>災害時の避難生活を安全・安心に送れるよう、女性や子育てに配慮した避難所（小・中学校等）の運営体制に配慮します。</p> <p>(3) 多くの区民が利用する民間建築物の耐震化</p> <p>災害時に重要な施設となる医療施設については、東京都や関係団体と連携し、早期の耐震化の促進に努めます。</p> <p>また、多くの区民が利用する民間の集客施設などについては、区民の生命の保護と災害による商業や業務活動の停止などによる経済活動の減災を図るため、所有者が主体的に耐震化に取り組むことができる環境整備や情報提供などの支援を行います。</p>	<p>⇒緊急輸送道路沿道の耐震化の理由を強化</p> <p>⇒都と指定の避難場所と区指定の避難所（救援センター）などどれをさすのか混乱するため、避難場所・避難所について具体化</p> <p>⇒高齢者や障害者等移動弱者の避難時の安全性の確保、避難所設計における女性や子育てへの配慮といった視点を追加</p> <p>⇒医療施設の耐震化や区の役割を具体化</p> <p>⇒その他多くの人々が利用する民間施設についても、災害後の被害が社会に影響を与えるため、記述を追加</p>

現行	改定案	説明
<p>2) 重点整備地域および重点地区の防災まちづくりの推進</p> <p>東京都の「防災都市づくり推進計画」における「重点整備地域」では、老朽木造建築物等</p>	<p>(4) 帰宅困難者対策の強化</p> <p>「豊島区防災対策基本条例」に基づき、帰宅困難者の発生が想定される駅と駅周辺地域では、区民と帰宅困難者の安全を確保し、必要な対策を円滑に実施するため、事業者などと連携・協力して取組みます。</p> <p>特に、主要ターミナルである池袋駅周辺では、帰宅困難者の混乱抑制や安全を確保する一時滞在施設の確保に向けて、公共施設の活用や民間施設の開放要請に取組みます。また、案内誘導サインの整備を含めた避難経路の設置に向けて、管理者が輻輳する地下通路の改善整備など取組みます。これらの取組みは、東京都や事業者などと連携・協力して進めます。</p> <p>今後、開発が見込まれる地区では、帰宅困難者の受け入れや避難経路の拡充など、エリア防災対策に資する開発計画を誘導していきます。</p> <p>(5) 自立・分散型エネルギーの確保</p> <p>災害時の非常用電源確保と平常時の低炭素型都市づくりに寄与するエネルギーシステムの導入などが連携した街づくりを進めます。</p> <p>防災活動拠点や避難施設では、災害時の大規模停電を想定し、自立した電源を確保するため、自家発電設備などの整備を進めるとともに、太陽光発電を中心とする再生可能エネルギーの導入を図ります。</p> <p>また、大規模都市開発などは、面的にエネルギーシステムを導入する契機となることから、コージェネレーションシステムや再生可能エネルギーの利用可能性の検討を誘導します。</p> <p>発電所などが被災を受け、安定した電力供給が困難になり、計画停電が行われることになった場合、救援センターを含めた区有施設の非常用発電機による電力供給などの対策を講じてもお不足する際には、計画停電の実施区域について配慮するよう関係機関に働きかけます。</p> <p>(6) 防災性を高めるみどりの創出</p> <p>公園、オープンスペース、街路樹、住宅地のみどりは、市街地の防災性の向上に寄与します。</p> <p>学校跡地や造幣局跡地などの国公有地の跡地利用にあたっては、平常時は憩いの空間になるとともに、災害時には避難場所や応急活動の場となる公園の整備を検討します。</p> <p>補助幹線道路などの整備では、災害時の避難路や緊急輸送道路としての機能を確保するだけでなく、延焼遮断効果を高める街路樹の整備を進めます。</p> <p>住宅地では、火災被害や家屋・ブロック塀などの倒壊被害を軽減するため、ブロック塀の生垣化などの緑化を支援します。</p> <p>2 整備地域の防災都市づくりの推進</p> <p>東京都の「防災都市づくり推進計画」の整備地域に位置づけられている「南長崎・長崎・落合地域」「東池袋・大塚地域」「池袋西・池袋北・滝野川地域」「西ヶ原・巢鴨地域」</p>	<p>⇒東日本大震災の際、鉄道駅や鉄道駅周辺において、多くの帰宅困難者が発生し混乱を生じたため、災害時においても適切な帰宅困難者の対策が取れるよう、帰宅困難者に関する記述を追加</p> <p>⇒委員会意見（中林委員）に対しして記述を修正</p> <p>⇒避難施設における災害時のエネルギー確保について追加</p> <p>⇒委員会意見（中林委員）に対して避難所に関するエネルギー源確保について記述</p> <p>⇒委員会意見（中林委員）に対して、自立分散型エネルギーの導入方法と災害時と常時のエネルギー利用について追加・強化</p> <p>⇒委員意見（蟹江・中林委員）に対して低炭素の方針との整合を図る</p> <p>⇒学校跡地や国有地の跡地における公園整備は、単なる憩いの空間としてではなく、災害時の防災機能をもった公園として健闘する視点を追加</p> <p>⇒道路整備にあたっては、火災延焼防止の視点からみどりを創出していく視点を追記</p> <p>⇒防災都市づくり推進計画の改定に合わせて記述内容を修正</p>

現行	改定案	説明
<p>の建替え促進、未接道や狭小敷地の解消、道路・公園・広場等の空地の確保、延焼遮断帯の整備などをはかります。また、「居住環境総合整備事業」「都市防災不燃化促進事業」「防災生活圏促進事業」や「防災再開発促進地区」の指定にともなう地区計画の活用など、各種のまちづくり事業により防災性の向上をはかります。</p> <p>なお、「重点地区（東池袋地区）」については、上記にあわせて木造住宅密集地の改善や防災生活圏の形成、雑司ヶ谷霊園周辺の不燃化の促進、都市計画道路環状5の1号線および補助81号線、補助176号線の整備に合わせた沿道のまちづくりをすすめていきます。</p> <p>3) 地区レベルの防災まちづくりの推進</p> <p>行政と地区の住民・事業者が共通認識をもって防災まちづくりをすすめるため、達成すべき「地区の防災整備水準（防災まちづくりミニマム）」を設定し、整備等にとりくみます。以下について、住民・事業者と協働でとりくみます。</p> <p>①地区道路網の整備</p> <p>概ね500m間隔で地区道路網（概ね幅員6.5m以上）のネットワーク形成をすすめ、地区の消火、救出救護、避難など防災活動をささえる道路基盤を強化します。</p> <p>②地区防災まちづくり拠点整備</p> <p>地区道路網で囲まれたブロック（ミニ防災ブロック：500m×500mの25ha）を単位として、防災活動の拠点となる施設、もしくは公園・広場を確保していきます。また有効半径140mを目安に、消防水利（耐震貯水槽40t～100t）を確保していきます。</p>	<p>では、東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制、「居住環境総合整備事業」、「都市防災不燃化促進事業」、「防災生活圏促進事業」、「防災再開発促進地区」の指定に伴う地区計画の活用など、各種のまちづくり事業により、道路や公園といった基盤整備や老朽木造建築物等の建替えを促進し、災害に強いまちづくりを進めます。</p> <p>東京都の「木密地域不燃化10年プロジェクト」に基づき、特定整備路線の整備とあわせて不燃化特区制度を一体的に活用し、延焼遮断帯の形成に必要な範囲におけるまちづくりを進め、延焼遮断効果を高めていきます。</p> <p>■不燃化特区制度の実施地区（○地区）</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・東池袋四・五丁目地区（東池袋・大塚地域） ・○○地区（○○地域） ・○○地区（○○地域） ・○○地区（○○地域） ・○○地区、（○○地域） </div> <p>※（）内は該当する整備地域</p> <p>■特定整備路線（5路線7区間）</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・補助26号線：（補助229～補助172、千早～放射36） ・補助73号線（放射8～放射9付近） ・補助81号線（環状5の1～放射26、放射9～放射10） ・補助82号線（環状5の1付近～環状6） ・補助172号線（環状6～補助26） </div> <p>※（）内は整備区間</p> <p>3 地域の防災性の向上</p> <p>（1）地区道路網及び防災活動拠点の整備</p> <p>地域特性を踏まえながら、道路が不足する市街地では、地区の消火、救出救護などの防災活動や避難を支える道路基盤を強化するため、概ね500m間隔で地区道路網（概ね6.0m以上）のネットワーク形成を目指します。</p> <p>地区道路網で囲まれたブロック（ミニ防災ブロック：500m×500mの25ha）を単位として、防災活動の拠点となる施設、公園・広場を確保します。また、有効半径140mを目安に、消防水利（耐震貯水槽40t～100t）を確保します。さらに、火災時に住民による初期消火が可能となるよう、公共施設や公園の新設又は大規模改修にあたっては、小型防火貯水槽（5t）の設置を率先して検討します。</p> <p>「豊島区街づくり推進条例」に基づき、地域特性に応じた区民主体の街づくりを支援し、安全な市街地の形成を目指します。</p>	<p>⇒不燃化特区の指定と特定整備路線の両面からの防災まちづくりを推進する視点を強化</p> <p>⇒地区道路網の幅員6.5mについて、経緯及び幅員の修正（周辺区部における土地区画整理事業を施行すべき区域の市街地整備のためのガイドラインでの基準においても6.0mである）</p> <p>⇒消防活動困難区域の有無について再度関係各課に確認</p> <p>⇒「豊島区街づくり推進条例」による安全な市街地形成の視点を追加</p>

現行	改定案	説明
<p>③安全な住宅づくり 不燃化や共同・協調建替えを促進するほか、耐震点検・診断や補強・耐震改修などの耐震強化を普及啓発します。</p> <p>④屋外、近隣の安全環境づくり 狭あい道路整備事業等により、建物の4m道路への接道の確保や、二方向避難通路の設置を推進します。合わせて、接道部の緑化や空き地の確保、ブロック塀等の点検と補強、建物の外壁や窓ガラス、広告物等の屋外落下防止等について啓発をすすめます。また、災害時の活動に備え、水利の強化や地域配備消火器等の充実につとめます。</p> <p>さらに、公園の街灯設置や植栽、道路の整備に際し、これらの充実とともに見通しを良くする、死角をつくらないなど防犯面に配慮したまちづくりにつとめます。</p> <p>4) 防災まちづくり活動の推進 地区住民、町会、事業所、学校等が中心となって点検をおこなうなどまちを診断し、広報・啓発をはかるとともに、防災まちづくりや活動等の計画づくりをすすめていきます。</p> <p>5) 被災後のまちづくり 万一の被災に備えて東京都が策定した「都市復興マニュアル」との整合をはかりつつ、「事前復興」の考え方をもとに、被災後のまちづくりの準備をすすめます。</p> <p>①事前調査・事前検討の推進 被災後のまちづくりに備えて民間空地の管理状況、土地の権利の把握と調整方法、瓦礫の処理方法などの検討をすすめていきます。</p> <p>②マニュアル等の整備 被災後のまちづくりの手順を示すマニュアルづくりや、必要な情報を災害後直ちに利用できるようなとりくみます。</p> <p>③条例の制定 被災後のまちづくりを計画的にすすめるため、「(仮称)豊島区市街地復興整備条例」の制定をおこないます。</p>	<p>(2) 安全な住環境づくりの推進 市街地の安全性を高めるため、狭あい道路拡幅整備事業などによる建物の4m道路への接道の確保などを推進します。あわせて、生垣や植栽帯の設置に対する緑化助成、ブロック塀などの点検と補強、建物の外壁や窓ガラス、広告物などの屋外落下防止などの啓発を進めます。また、災害時の活動に備え、水利の強化や地域配備消火器の維持に努めます。</p> <p>耐震診断や耐震改修に関する相談窓口を設置し、耐震化対策、耐震改修の工法紹介など総合的な対応を行います。</p> <p>(3) 地域の防災活動の促進 障害者や介護が必要な要援護者などの円滑な避難を支えるため、災害情報の確実な提供などにより、地域の防災行動力の向上を図ります。</p> <p>豊島区内の事業者に対して、災害時の防災活動を強化するため、「事業継続計画」(BCP: Business Continuity Plan)の策定や社員用物資の備蓄、地域の防災活動への協力などを働きかけます。</p> <p>災害時に地域の中で円滑な応急活動が展開できるよう、地域防災組織と関係機関との協働による防災訓練を促進し、防災行動力の向上を図ります。</p> <p>「豊島区地域防災計画」との整合を図り、地域による防災まちづくり活動を支援するなど、地域コミュニティやマンションの防災意識の向上を目指します。</p> <p>4 被災後の復興都市づくりの検討</p> <p>(1) 事前復興ビジョンの検討による平常時からの都市復興への備え 「豊島区震災復興の推進に関する条例」に基づき、被災市街地の円滑な復興及び災害に強い市街地の形成を推進するため、被災後の都市像や事業手法などについて区民と事前復興ビジョンの作成を検討し、復興都市づくりに向けた準備を進めます。</p> <p>《事前復興ビジョンのイメージ》 「復興まちづくりの単位」と「地区特性に応じた事業手法など」並びに「本区の『事前復興ビジョン』に関する検討」を総合的に考慮し、大被害を想定した地区レベルの『事前復興ビジョン』のイメージを示します。</p> <p>1) 土地区画整理事業などの面的な市街地整備により復興を検討すべき地区 木造密集市街地など、都市基盤が未整備な地域では、より安全性や利便性の高いまちづくりを目指し、土地区画整理事業などによる市街地整備を検討します。</p> <p>池袋副都心に隣接する土地利用のポテンシャルが高い地区は、土地区画整理事業や市街地再開発事業を軸にした市街地整備を検討します。</p>	<p>⇒現在の都市計画マスタープランの記述を強化</p> <p>⇒防災対策基本条例による内容を記述</p> <p>⇒被災後の復興都市づくりをスムーズに実施していくため、平常時から事前復興ビジョンを策定し、準備を進めて行く視点を追加(豊島区震災復興の推進に関する条例、豊島区震災復興マニュアル等との整合)</p> <p>⇒豊島区震災復興マニュアルで検討された区全体の『事前復興ビジョン』のイメージを示す。図面について詳細図を示すかどうか要確認</p>

現行	改定案	説明
	<p>2) 密集市街地の改善系の事業で道路と街並みの総合的な形成を行う地区 小規模な敷地が密集しているものの、道路が格子状に形成されているなど都市基盤が一定程度整備されている地区では、既存の道路網を基礎に壁面線の指定や地区道路の整備、敷地の共同化、協調建替え、街区内の敷地整序など、個別の事業を組み合わせた市街地整備を検討します。なお、未整備の都市計画道路がある場合は、道路ネットワークの構築を勘案した上で、沿道型の土地区画整理事業の適用を検討します。</p> <p>大きい敷地や不接道敷地が少ない地区では、部分的な道路や公園整備と戸建住宅の再建による復興を検討します。</p> <p>3) 誘導型の街並み形成で復興を進める地区 過去に土地区画整理事業などの面的な整備が行われているなど、都市基盤が整備されている地区では、良好な街並みの形成を目指し、地区計画の導入など、まちづくりのルールのもとでの市街地整備を検討します。</p> <p>4) 個別不燃化再建を主体に、可能な箇所で共同化・ミニ再開発による復興を行う地区 交流拠点周辺は、過去に土地区画整理事業などの面的な整備が行われているなど、都市基盤が整っている地区であり、交流拠点の位置づけや都市基盤の整備状況に応じて、街区単位の共同化や協調建て替えを組み合わせた市街地整備を検討します。</p> <p>一定の水準の基盤が整備されているものの、商業・業務機能の強化など駅を中心とする拠点形成が求められる地区では、市街地再開発事業を検討します。</p> <p>5) 池袋副都心プロジェクトの積極的展開により復興に貢献すべき地区 池袋副都心では、過去に土地区画整理事業などの面的な整備が行われているなど、都市基盤が整っている地区ですが、一部、小規模な街区構成などが残っているため、地域の活力の強化や都心居住の推進など復興に寄与するプロジェクトが行われる場合は、市街地再開発事業を復興計画に組み込んだ市街地整備を検討します。</p> <p>(2) 復興体制の強化 被災後の復興都市づくりを推進するため、「豊島区震災復興の推進に関する条例」に基づき災害対策本部とは別に速やかに震災復興本部を立ち上げます。</p> <p>(3) 生活復興の推進 地域の生活復興に関する活動の促進、活動団体への支援を行うなど、人々の生活・雇用の場の再生やコミュニティの再構築を目指します。</p> <p>(4) 被災後の都市づくりを支える取組み 地理情報システム（GIS）の活用や地籍調査の推進などにより、迅速な都市復興を支える基本的な都市データを集約し、被災後の都市づくりに向けた準備を強化します。</p>	<p>⇒復興都市づくりを推進するため豊島区震災復興の推進に関する条例」に基づく記述を追加</p> <p>⇒防災課で策定中の復興マニュアル生活復興編の内容を確認し、記述内容を今後充実</p> <p>⇒被災後の都市づくりを検討する視点として、豊島区震災復興マニュアルの内容を追加</p>

現行	改定案	説明
<p>6) 都市型水害対策</p> <p>①下水道幹線の整備</p> <p>雨水排除能力の向上のため、東京都のすすめている谷端川1号幹線、第二千川幹線等の下水道幹線整備、再構築事業などと連携をはかっていきます。</p> <p>また、雨水の「浸透」「貯留」施策をすすめています。</p>	<p>5 都市型水害対策の推進</p> <p>集中豪雨などによる都市型水害に対応するため、下水道の雨水排除能力の向上に向けて東京都が推進する雑司ヶ谷幹線、千川幹線などの再構築事業と連携を図っていきます。</p> <p>地下鉄や地下街、商業・業務建築物の地下室などへの雨水流入を回避するため、浸水防止施設の設置の促進や「東京都地下空間浸水対策ガイドライン」に基づき、事業者による避難確保計画の策定を都と協力して働きかけます。</p> <p>区民や企業による自発的な建物の浸水対策を強化するため、最新の災害・防災情報を提供していきます。</p>	<p>⇒現在の都市計画マスタープランの記述を時点更新。</p> <p>豊島区の街づくり2011、経営計画2013（東京都）で整備状況を確認</p> <p>※谷端川1号幹線、第二千川幹線等の下水道幹線整備は完了、雑司ヶ谷幹線、千川幹線などの再構築事業を実施中</p> <p>⇒近年増える地下空間の対策について追記</p> <p>⇒区民や企業への啓発の視点から、災害・防災情報の周知について追記</p>

方針2 人が優先された交通基盤の整備 (方針部分の赤字：現行の都市計画マスタープランからの変更箇所)

現行	改定案	説明
<p>2. 道路網・交通体系整備の方針</p> <p>(1) 現況と課題</p> <p>[現況]</p> <p>豊島区は、公共交通機関が発達し交通の便がよい都市として発展してきました。しかし、道路整備状況をみると、都市計画道路は未整備な路線が多く、J R 駅周辺の土地区画整理事業で整備された区域以外の地区には狭あいな生活道路が多く残っています。</p> <p>[課題]</p> <p>主な課題は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路網の体系的整備 ・公共交通機能の強化等 ・利用しやすい施設・空間づくり 	<p>方針2 人が優先された交通基盤の整備</p> <p>【現状と課題】</p> <p>■現状</p> <p>東京都と特別区は、都市計画道路の整備を計画的かつ効率的に推進するため、概ね10年間で優先的に整備する路線を選定した「区部における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）」を策定しました。これまで、昭和56（1981）年に第一次事業化計画、平成3（1991）年に第二次事業化計画に基づき事業を進め、第三次事業化計画策定以降、集中的に整備が進んでいます。</p> <p>また、豊島区は、区内全域で公共交通網のネットワークが形成されており、鉄道やバスなどの利便性が高くなっています。</p> <p>豊島区内の道路を幅員別にみると、土地区画整理事業が実施されたJ R 駅周辺などでは幅員6 m以上の道路網が形成されていますが、土地区画整理事業が実施されていない地域では、狭あい道路や行き止まり道路が多く存在します。</p> <p>平成23（2011）年に実施した区民アンケートでは、安全な歩行空間の確保や街並みへの配慮に対する回答が多くありました。</p> <p>平成20（2008）年6月に東京メトロ副都心線が開通し、平成25（2013）年3月には西武池袋線、西武有楽町線、東武東上線、東京メトロ副都心線、東急東横線、横浜高速みなどみらい線の相互直通運転が開始されました。</p> <p>豊島区が管理する道路橋及び人道橋のうち、西巢鴨橋や池袋大橋、空蝉橋では架設経過年数が40年を超えるなど老朽化が進んでいます。</p> <p>■主な課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市計画道路の整備にあわせて変化する交通環境を捉え、交通処理に支障がないように道路ネットワークを確保し、誰にとっても安全で快適に歩行できる空間を拡大していく必要があります。 ○土地区画整理が実施されていない地域を中心に、狭あいな道路が多く、災害時の安全性の向上に取り組む必要があります。 ○最も身近な公共施設である道路は、防災やみどり、景観など都市空間の重要な要素であることに加え、商店街などでにぎわう都市の軸でもあり、地域の大切な資産としていく必要があります。 ○高齢者、障害者、子どもなど誰もが充実した公共交通を安心して利用できるように、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、鉄道駅やその周辺環境の安全性と利便性を高めていく必要があります。 ○老朽化が進む道路や橋梁などでは、計画的な維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ることなどにより、災害時においても、避難、救急・救援、緊急物資の輸送、復旧・復興などを支える安全な道路ネットワークとして、維持し続ける必要があります。 	<p>⇒課題に対応した現状となるように修正</p>

現行	改定案	説明
<p>(2) 基本的な考え方</p> <p>1) 道路網の形成</p> <p>区内の道路を果たすべき役割に応じて次のように3区分し、体系的な道路網の形成をめざします。</p> <p>①主要道路網</p> <p>都市の骨格を形成する道路網で、次の2種類の主要道路により構成します。</p> <p>ア、幹線道路</p> <p>都市計画道路のうち、幹線の放射・環状道路と補助26号線とし、1～2kmの網間隔を形成します。</p> <p>イ、副都心アプローチ道路</p> <p>放射・環状道路と副都心とを結ぶ都市計画道路とします。</p> <p>②地区道路網</p> <p>主要道路で囲まれた区域内の交通を分担する道路網で次の2種類の道路で構成し、おおむね網間隔500mとします。震災時の消火活動など地区の防災活動を支える道路網です。</p> <p>ア、都市計画道路</p> <p>区域内の交通を主要道路へ連絡する機能を持つ地区の幹線にあたる道路です。</p> <p>イ、地区道路</p> <p>区域内の交通を主要道路網及び上記の都市計画道路に連絡する機能を持つ道路です。震災時に消防車が活動可能な幅員（概ね6.5m以上）の確保をめざします。</p>	<p>【都市づくりの方針】</p> <p>1 道路網の形成</p> <p>豊島区内の道路を果たすべき役割に応じて3区分（①主要道路網、②地区道路網、③生活道路）し、体系的な道路網の形成を目指します。</p> <p>《主要道路網、地区道路網、生活道路の配置が分かるイメージ図を素案作成段階で追加》</p> <p>(1) 主要道路網の形成</p> <p>都市の骨格を形成する道路網で、次の2種類の道路により構成します。</p> <p>1) 幹線道路</p> <p>幹線道路は、都市間、周辺区相互間を連結する広域的な道路ネットワークとして維持・向上を図る道路網です。1～2kmの道路網間隔で配置し、放射・環状道路と補助26号線で構成します。</p> <p>2) 副都心アプローチ道路</p> <p>副都心アプローチ道路は、池袋副都心と放射・環状道路を結ぶ都市計画道路で構成します。また、広域的な道路ネットワークから池袋副都心への導入路としての役割を明確にし、駅前における歩行空間や交通結節機能の充実を図ります。</p> <p>(2) 地区道路網の形成</p> <p>主要道路で囲まれた区域内の交通を分担し、災害時の消火活動など地区の防災活動を支える道路網で次の2種類の道路で構成し、道路網間隔500mとします。</p> <p>1) 補助幹線道路</p> <p>補助幹線道路は、区域内の交通を主要道路へ連絡する機能を持つ地区の幹線にあたる道路であり、都市計画道路を基本とし、幹線道路と一体となって道路ネットワークを形成します。</p> <p>2) 地区道路</p> <p>地区道路は、区域内の交通を主要道路網及び補助幹線道路に連絡する機能を持つ道路です。防災上必要とされる幅員（概ね6.0m以上）の確保を目指します。</p>	<p>⇒幹線道路がどのような位置づけを持つか記述を強化</p> <p>⇒池袋副都心ガイドプランとの整合をはかり、副都心アプローチ道路の位置づけを強化</p> <p>⇒現在の都市計画マスタープランで位置づけられている幹線道路も都市計画道路も同じ都市計画道路である。ここで位置づけている道路は、豊島区内の地区と地区、幹線道路と幹線道路を結ぶ補助線という位置づけであるため、「補助幹線道路」と表現を変更。</p> <p>⇒地区道路の幅員6.5mについて、経緯及び幅員の修正（東京都の周辺区部における土地区画整理事業を施行すべき区域の市街地整備のためのガイドラインでの基準においても6.0mである）</p>

現行	改定案	説明
<p>③生活道路</p> <p>区民の日常生活を支えるもっとも身近な道路です。幅員4 m以上とし、良好な住環境の確保と防災整備水準の達成をめざします。</p> <p>以上の道路の整備にあたっては、地区特性と住民の意向、環境問題に配慮します。また、バリアフリーに関連する法律等にもとづき、歩行者が安全かつ快適に利用できる空間づくりをはかります。</p> <p>都市計画道路については、整備にあわせて必要に応じて沿道のまちづくりをすすめていきます。</p> <p>地区道路については、全路線について順次、まちづくりの動向をふまえ実施計画等の策定を検討するとともに、建替え時の拡幅指導、特定地区のまちづくりにおける整備の推進、開発許可制度・アメニティ形成届出制度等による誘導をおこないます。</p> <p>生活道路については、個別建替えに合わせた「狭あい道路拡幅整備事業」の推進を基本にしつつ、特定地区では「居住環境総合整備事業」等のまちづくり手法も活用して整備をすすめていきます。</p>	<p>(3) 生活道路の整備</p> <p>生活道路は、区民の日常生活を支える最も身近な道路であり、幅員4 m以上とし、良好な住環境の確保と防災整備水準の達成を目指します。幅員4 m未満の道路については、沿道の建築物の建替えにあわせて「狭あい道路拡幅整備事業」を推進します。</p> <p>(4) 歩行者空間の確保</p> <p>地区内へ流入する通過交通の抑制による歩行者の安全性や快適性の向上を図るため、歩行者と自動車が共存できる道路づくりを検討します。</p> <p>ユニバーサルデザインによる歩道のバリアフリー化や無電柱化による歩行空間の拡充、デジタルサイネージなどの情報技術を活用した歩行者の移動支援により、安全で快適な歩行者空間を整備します。</p> <p>池袋副都心では、歩行者を優先する交通環境の創出や放置自転車の撤去などの障害物対策の推進、道路沿道の店舗と連携したにぎわいある街並みの形成などにより、楽しく歩くことができる都市空間とします。</p> <p>(5) 自転車対策の推進</p> <p>自転車を有効な都市交通手段として位置づけ、歩行者と自転車が安全で快適に走行できる方策づくりに取り組めます。</p> <p>都市計画道路の整備にあたっては、自転車と歩行者を分離した走行レーンを設置するとともに、既存道路では道路の安全性を考慮した走行レーンの整備などを検討します。</p> <p>主要鉄道駅周辺では、「豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画」に基づき、鉄道事業者や道路管理者、集客施設の事業者と連携しながら、自転車駐車場の目標台数の確保を進めます。</p> <p>また、自転車駐車場の整備とあわせて、自転車放置禁止区域の指定を拡大します。自転車の安全な利用を促すため、走行ルールやマナーなどの普及啓発に取り組めます。</p>	<p>⇒商業地や住宅地でより安全性や快適性の向上が求められる地区におけるコミュニティ道路について記述を追加</p> <p>⇒安全かつ快適な歩行空間の確保の方法について記述を強化</p> <p>⇒池袋副都心交通戦略との整合を図り、歩道上の障害物の排除や沿道と連携した賑わいづくりの視点を追加</p> <p>⇒自転車は、環境に良い交通手段であり、不要不急の自動車利用を抑制する視点からも、自転車の利用、自転車レーンの設置、自転車駐車場の整備に関する記述を強化（池袋副都心交通戦略、豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画との整合）</p>

現行	改定案	説明
<p>2) 公共交通機能の強化等</p> <p>環境にやさしく、誰にでも利用しやすく移動しやすい公共交通の機能強化に向けて、「(仮称)豊島区公共交通ネットワーク」の策定を検討するとともに、バリアフリーに関連する法律等に配慮しながら以下のようにとりくみます。</p> <p>①公共交通の整備推進</p> <p>地下鉄13号線については、環状5の1号線・都電荒川線との一体的な整備による早期開通をめざすとともに、東池袋地区の新駅設置、必要な新線の建設、池袋駅発着電車の増加等につき関係機関に要請します。</p> <p>②公共交通利用の快適性・利便性の向上</p> <p>鉄道と他の交通機関との連続的な利用の円滑化、駅空間の安全化・快適化をはかるとともに、高齢者等に配慮したバスの車体の低床化や停留所の改善、バス専用レーンの拡大、必要な増便等を関係機関に要請します。</p> <p>③自動車駐車対策の推進</p> <p>不要不急の自動車利用を抑制し、公共交通手段への利用誘導など駐車需要の抑制をはかるとともに、違法駐車への解消に向け、公共・民間駐車場の整備、駐車施設の有効利用など、関係機関と協議しながら総合的に自動車駐車対策をすすめます。</p> <p>④自転車対策の推進</p> <p>自転車を有効な都市交通手段として位置づけ、鉄道やバスなどの公共交通手段や買い物環境との関連性に配慮し、自転車が安全で快適に通行できる方策づくりにとりくみます。</p> <p>駅周辺では、自転車駐車を計画的に整備します。特に新駅の開設や駅施設の改造、都市計画道路の拡幅等にあわせて積極的にとりくみます。また、自転車利用のルールとマナーにつき指導啓発を推進するとともに、自転車駐車場の整備にあわせて放置禁止区域の指定をおこない、放置自転車の撤去など駅周辺の環境改善にとりくみます。</p>	<p>(6) 都市空間の質を高める道路整備</p> <p>幹線道路沿道では、災害時の安全性を確保する無電柱化や美しい街並みを形成するみどりの創出など道路整備にあわせて、都市空間の質を高める沿道まちづくりを進めていきます。</p> <p>補助幹線道路や地区道路の沿道では、地区内の日常生活の利便性を高め、災害時の避難や消火活動などを支える道路整備にあわせて、緑化助成などによる生垣や植栽帯の設置を支援し、都市空間の質を高めていきます。</p> <p>2 公共交通機能などの強化</p> <p>(1) 公共交通の整備</p> <p>東京メトロ副都心線では、東池袋エリアでの都市づくりの動向を踏まえながら、新駅設置に向けて関係機関と連携を図ります。</p> <p>池袋副都心では、歩行者優先の都市づくりを展開する中で、人と環境にやさしい新たな公共交通システム(LRTなど)の導入を検討します。</p> <p>(2) 公共交通の利便性と快適性の向上</p> <p>鉄道駅及びその周辺では、駅前広場空間の整備し、鉄道とバスの乗り換えなど交通結節機能の強化を図るとともに、歩行者のたまり空間の確保や広場内の交通動線の改善により、公共交通の利便性と快適性の向上を図ります。</p> <p>鉄道駅では、ユニバーサルデザインによるエレベーターやエスカレーターなどの設置などのバリアフリー化、プラットホームにおける安全性の向上などを促進します。</p> <p>わかりやすい統一的なサイン表示に向けて、交通、福祉、観光などと連携し、表示の標準化や多言語標記などに向けたガイドラインの策定を検討します。</p> <p>(3) 自動車駐車対策の推進</p> <p>不要不急の自動車利用を抑制し、公共交通手段への利用誘導など駐車需要の抑制を図るとともに、駐車施設の集約化や有効利用などについて、関係機関と協議しながら総合的に自動車駐車対策に取り組めます。</p> <p>特に池袋副都心では、フリンジ駐車場や集約駐車場の整備、路外荷捌き施設の整備や共同配送などによる物流の効率化を進め、快適な歩行環境の確保につなげていきます。</p>	<p>⇒単なる道路整備だけでなく、都市空間の質を高める視点を追加。</p> <p>⇒現在の都市計画マスタープランの記述を時点修正 ⇒池袋副都心交通戦略との整合</p> <p>⇒池袋副都心交通戦略との整合</p> <p>⇒バリアフリー化の内容をよる具体的にするため、記述を追加 ⇒ユニバーサルデザインの観点を踏まえ記述を追加</p> <p>⇒池袋副都心における駐車場の整備のしかたについて追記(池袋副都心交通戦略、ガイドプランとの整合)</p>

現行	改定案	説明
<p>⑤立体横断施設等の整備</p> <p>歩行者や自転車が安全に鉄道を横断できるよう必要な箇所立体横断施設を整備します。また、鉄道や神田川等に架かる橋梁は、歩行者空間の確保と景観に配慮しながら今後とも鉄道事業者や国・都とともに必要な耐震化をはかります。</p>	<p>(4) 立体横断施設などの整備</p> <p>歩行者や自転車が安全に鉄道や道路を横断できるよう、必要な箇所においてユニバーサルデザインによる立体横断施設を整備します。整備にあたっては、周辺地域の街並みとの調和に配慮し、国や都が整備、管理する施設についても同様の配慮を働きかけます。</p> <p>鉄道や神田川などに架かる橋梁は、歩行者空間の確保と景観に配慮しながら、引き続き、鉄道事業者や国・東京都とともに必要な耐震化を図ります。</p> <p>3 道路・橋梁の計画的な維持管理の実施</p> <p>道路・橋梁では、今後、大規模な修繕や架け替えの時期が集中すると想定されています。道路利用者などの安全・安心を確保した道路ネットワークを維持していくため、「豊島区橋梁の長寿命化修繕計画」に基づき、定期的な補修や補強を行い、長寿命化を目指します。</p>	<p>⇒高齢者等への配慮や景観に関する視点を強化</p> <p>⇒今後、新規の整備が難しくなる中、今ある施設の維持管理という視点が重要となるため、今後発生する大規模な修繕や掛け替えの必要のある道路・橋梁の維持管理について追加</p>

方針3 ライフステージに応じた良好な住環境の形成

(方針部分の赤字：現行の都市計画マスタープランからの変更箇所)

現行	改定案	説明
<p>5. 住宅・住環境整備の方針</p> <p>(1) 現況と課題</p> <p>[現況]</p> <p>豊島区は単身世帯が半数以上を占め、夫婦と子どもからなる世帯は 20%程度にまで減少しています。また 20%強の世帯が戸建て住宅に、約 75%が共同住宅に住んでいます。共同住宅の中でも木造賃貸住宅に住む世帯が多いこと、持ち家に住む世帯の割合が低いこと、公団や公営などの公的住宅に住む世帯が少ないなどの特徴があります。</p> <p>建物の更新状況をみると、幹線道路沿道には中高層のマンション建設がすすみましたが、後背地では災害時に倒壊や延焼の危惧のある老朽化したアパートの密集地が多くみられます。区の南部や西部には庭付き戸建て住宅を主体とした閑静な住宅地があり、ゆるやかに建替えがすすんでいます。</p> <p>住宅地を住環境水準の点から診断すると、既に形成されている良好な住環境の維持をはかるべき「保全地区」、個別の建替え時の配慮により良好な環境の確保をはかるべき「一般地区」、不足する道路網の形成や老朽化した木造住宅の密集状態の解消をはかるべき区域と「特定地区のまちづくり」(第1章参照)を展開している区域である「改善地区」に分けられます。</p> <p>[課題]</p> <p>主な課題は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①良好な住環境の保全・創出 ②地域の特性に応じたまちづくりの展開 ③良質な住宅の供給 <p>(2) 基本的な考え方</p> <p>1) 住環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市街地の更新 	<p>方針3 ライフステージに応じた良好な住環境の形成</p> <p>【現状と課題】</p> <p>■現状</p> <p>豊島区の人口は増加傾向にあり、今後、平成 30 (2018) 年代まで増加傾向が続くと予想されていますが、その後の増加の速さは緩やかになる見込みです。また、外国人登録人口も増加傾向にあり、平成 24 (2012) 年時点では、豊島区全人口の 7.2%を占めています。</p> <p>世帯数についても、近年増加傾向にあります。世帯類型別では、単身世帯と夫婦のみで構成する世帯が増加し、ファミリー世帯は減少しています。平成 23 (2011) 年では、65 歳以上の高齢者の割合は 20%を超え、間もなく超高齢社会を迎えることとなります。</p> <p>豊島区内の住宅地は、池袋副都心周辺に広がる商業業務地、南部地域や環状六号線(山手通り)の西部を中心とした戸建て住宅が比較的多い地域、北東部の木造賃貸住宅などの共同住宅が多く密集する地域に分けることができ、それぞれ地域特性を持っています。</p> <p>豊島区は建築基準法で求められている幅員 4m以上の道路に接しない住宅の割合が、43.3%と他区に比べ高くなっています。</p> <p>昭和 56 (1981) 年頃に建築されたマンションでは築 30 年を迎えており、今後、大規模修繕や建替えが必要なマンションが増加すると考えられています。</p> <p>■主な課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○今後の超高齢社会において、多様な世代、世帯がともに支えあいながら、個々にあった住まいで誰もが安心して暮らしていけるために、ライフステージに応じた良好な住環境を整備することが必要です。 ○戸建て住宅を中心とした地域の一部では、接道不良住宅などが防災上の課題であり、建替えと合わせた道路空間の確保などにより、住環境を改善することが必要です。 ○工場跡地などでマンション建設が進む地区では、周辺環境との調和に配慮するために適切な規制・誘導が必要です。 ○マンションのストック増加が見込まれている中、今後は、円滑な建替えや大規模修繕の促進のほか、マンションの住民と周辺の住民が融合したコミュニティの形成などが必要です。 <p>【都市づくりの方針】</p> <p>1 地域特性に応じた住環境の整備</p> <p>(1) 市街地の更新</p> <p>豊島区内の住宅地は、既に形成されている良好な住環境の維持を図るべき「保全地区」、個別の建替え時の配慮により良好な環境の確保を図るべき「一般地区」、不足する道路網</p>	<p>⇒現在改定中の住宅マスタープランとの調整・整合を図る</p> <p>⇒改定中の住マスのゾーニングとの整合を図りながら、今後、再検討。</p>

現行	改定案	説明
<p>ア、「保全地区」の整備方針 敷地の細分化防止、各種協定、地区計画、樹木の保全、あるいは接道部の生垣化による緑化の拡充などにより、良好な住環境の保全をはかります。</p> <p>イ、「一般地区」の整備方針 土地区画整理事業が実施された地区は、接道部の緑化や建物の外観の工夫などにより、魅力的な街並みの形成をめざします。また、個別の建替えが良好な環境の形成につながる地区では、狭あい道路の拡幅やすみ切りの整備、ブロック塀のフェンス化などにより、住環境の向上につとめます。</p> <p>ウ、「改善地区」の整備方針 行き止まり道路の解消のための検討や、建物の不燃化・共同化、オープンスペースの確保などを総合的にすすめることにより、住環境の改善につとめます。また、「特定地区のまちづくり」を実施している地区では、これらに加え「居住環境総合整備事業」や「都市防災不燃化促進事業」などの各種まちづくり事業を促進し、住環境の改善につとめます。</p> <p>②ゾーニングに基づく整備 市街地の更新とあわせ、区内全域を「豊島区住宅マスタープラン」でしめされた下記の6つの住宅市街地ゾーンに区分し、きめの細かい住環境の整備を誘導します。</p> <p>ア、住宅・住環境維持向上ゾーン 「良好な低層住宅地として形成されている地域で、住宅・住環境の維持・向上をはかる区域」</p> <p>イ、住宅・住環境整備ゾーン 「一般的な住宅地として形成されている地域で、良好な個別更新や総合的、計画的な面的整備により住環境を改善していく区域」</p> <p>ウ、商業業務系複合ゾーン 「池袋駅以外のJR線各駅、私鉄及び地下鉄駅周辺地域で、商業業務を中心としながらも住機能を確保する区域」</p> <p>エ、副都心商業業務ゾーン 「池袋駅周辺とサンシャインシティ及び両者にはさまれた地域で、広域的な商業業務機能等、副都心機能の充実をはかる区域」</p> <p>オ、都市居住型開発誘導ゾーン 「副都心商業業務ゾーン、商業業務系複合ゾーンの周辺地域及び幹線道路の沿道で都市型住宅の供給を誘導する区域」</p> <p>カ、住工複合ゾーン 「住機能と工場等産業系機能の混在する地域で、職住一体の地域として住環境と生産</p>	<p>の形成や老朽化した木造住宅の密集状態の解消を図るべき区域と特定地区のまちづくりを展開している区域である「改善地区」に分けられます。</p> <p>【地区整備方針】</p> <p>1) 「保全地区」 敷地の細分化防止、各種協定、地区計画、樹木の保全、あるいは接道部の生垣化による緑化の拡充などにより、良好な住環境の保全を図ります。</p> <p>2) 「一般地区」 狭あい道路の拡幅やすみ切りの整備、生垣や植栽帯の設置、建物の外観を工夫することなどにより、住環境の向上に努めます。</p> <p>3) 「改善地区」 行き止まり道路の解消のための検討、建物の不燃化・共同化、オープンスペースの確保などを総合的に進めることにより、住環境の改善に努めます。また、「東京都防災都市づくり推進計画の整備地域」に位置づけられている地区では、各種まちづくり事業を促進し、住環境の改善に努めます。</p> <p>(2) きめ細やかな住環境整備の推進 地域特性に対応した住宅市街地の整備の方向を明らかにするため、豊島区内全域を下記6つの市街地住宅ゾーンに区分し、きめ細かい住環境の整備を誘導します。 なお、土地利用の転換が想定される場合は、ゾーンごとの整備の方向性を踏まえつつ、地域特性に応じて地区計画制度などの活用を検討し、良好な住環境の確保に努めることとします。</p> <p>【6つの市街地住宅ゾーン】</p> <p>1) 住宅・住環境維持向上ゾーン 良好な低層住宅地として形成されている地域では、建築協定、地区計画、緑化協定などまちづくりのルールを定め、敷地の細分化防止、緑化の拡充など、現在の住宅・住環境の維持・向上を誘導します。</p> <p>2) 住宅・住環境整備ゾーン 一般的な住宅地として形成されている地域では、狭あい道路の拡幅や隅切りの整備、身近なオープンスペースの確保、地域の実情に応じた良質な住宅の供給などの良好な個別更新により住環境の整備・改善を誘導します。</p> <p>3) 都市居住型開発誘導ゾーン 副都心商業業務ゾーン、商業業務系複合ゾーンの周辺地域及び幹線道路の沿道では、土地の高度利用により中高層都市型住宅地の形成を誘導します。</p> <p>①商業業務系複合ゾーン周辺地域 住機能と商業業務機能の調和を図りつつ、都市型住宅の供給を誘導します。</p>	<p>⇒住宅マスには都市マスによりと都市マスには住マスによりと表現が循環しているため、表現を削除。</p> <p>⇒本項目の目的、開発や整備が行われる際の方向性について追加</p> <p>⇒「現行住宅マスタープラン」との整合を図りながら、具体的な整備イメージを追加。ただし、改定中の住マスで検討しているゾーニングとの整合を図りながら、今後、再検討する必要あり。</p>

現行	改定案	説明
<p>環境の調和をはかる区域」</p> <p>③定住できる環境づくり</p> <p>将来とも安全に住み続けられるまちをめざして、住民と行政が協働で、総合的な住環境の向上をはかります。</p> <p>このため、オープンスペースの確保や幅員4mに満たない狭あい道路の拡幅整備につとめます。高齢者や障害者に優しいバリアフリーの観点から、住まいの改善や公園等の憩いの場の整備をすすめます。小中学校統合後の跡地利用や各種コミュニティ施設などの改善にあたっては、地区や施設の特徴をふまえ、環境面に配慮しながら、快適に住み続けられるまちづくりに資するようつとめます。</p>	<p>②副都心商業業務ゾーン周辺地域</p> <p>池袋副都心の商業業務や文化機能との調和と共存を図り、魅力ある都心居住の場として、快適でゆとりのある住宅・住環境の整備を図ります。</p> <p>③幹線道路沿道</p> <p>都市型住宅を主体としつつ、商業業務機能や流通関連機能、産業機能との調和など、地域特性に応じた住環境を整備するとともに、良好な街並みの誘導を図ります。</p> <p>4) 住工複合ゾーン</p> <p>居住機能と工場など産業系機能の混在する地域では、職住一体の地域として周辺の住環境と生産環境の調和を誘導します。</p> <p>また、工場跡地などにおいて土地利用転換が行われる際は、周辺地域との調和に配慮した住環境の整備を誘導します。</p> <p>5) 商業業務系複合ゾーン</p> <p>交流拠点と生活拠点の周辺では、商業業務を中心としながらも居住機能を確保した市街地の形成を誘導します。</p> <p>交流拠点周辺では、駅前広場空間を整備し、にぎわいのある快適な地区の商業業務地（交流拠点周辺）にふさわしい環境づくりを図るとともに、適切な居住機能を確保します。</p> <p>生活拠点周辺では、背後にある住宅地の利便性を支える商業などの生活関連サービス機能の充実を図りつつ都市型住宅を確保するなど、居住機能をあわせもつ商業業務地（生活拠点周辺）として整備を図ります。</p> <p>6) 副都心商業業務ゾーン</p> <p>池袋副都心では、広域的な商業業務機能などの集積や芸術文化と情報発信の拠点としての役割を踏まえ、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりを重点的に推進するとともに、安全で活力にあふれる拠点の形成を誘導します。</p> <p>2 安心できる暮らしの確保</p> <p>(1) 安心して住み続けられる住環境の整備</p> <p>土地の高度利用や建築物の共同化などにより、高密度でありながらも、オープンスペースや生活道路などが確保された良好な住環境の整備を進めます。</p> <p>また、セーフコミュニティの考え方にに基づき、安心できる住環境の整備を進めます。道路や公園の整備にあたっては、街灯や植栽などの充実を図るとともに、死角をつくらないことなどにより、防犯や事故の予防に取組みます。</p> <p>木造住宅密集地域では、特定整備路線の整備や狭あい道路の拡幅、不燃化や共同・協調建替えなど、防災まちづくりを推進し、住環境の改善を図ります。</p> <p>小中学校統合後の跡地利用や公共施設の建替え、大規模修繕にあたっては、周辺のまちづくりにも配慮し、快適な住環境の形成に努めます。</p> <p>各種まちづくり事業の位置づけが無い地域においても、地域特性に応じたまちづくりを進めるため、区民の合意に基づき、地区計画などによる住環境の保全と改善を検討します。</p>	<p>⇒池袋副都心ガイドプランとの整合</p> <p>⇒現行住宅マスタープランとの整合。(ただし、現在住宅マスタープランは改定中の為、改定後の内容との整合が必要)</p> <p>⇒セーフコミュニティの観点を踏まえ追加</p> <p>⇒防犯の観点を現行都市計画マスタープランの防災から移行</p> <p>⇒現行住宅マスタープランとの整合。(ただし、現在住宅マスタープランは改定中の為、改定後の内容との整合が必要)</p> <p>⇒公共施設の建替えや新築時における周辺地域を含めたまちづくりの視点を追加</p>

現行	改定案	説明
<p>2) 良質な住宅の供給と建設誘導</p> <p>①公共・公的住宅の供給</p> <p>ア、区営住宅等の整備</p> <p>小規模な都営住宅の区移管を推進するとともに、老朽化した区営住宅の建替えや民間住宅の借上げ方式により区営住宅を供給します。住宅に困窮する高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯に対して、自立した生活を支える設備等を備えた住宅を供給します。</p> <p>イ、区民住宅の供給</p> <p>中間所得層のファミリー世帯を対象に、民間住宅の借上げ方式等により、適正な住居</p>	<p>近年増加傾向にある高層マンションでは、エリアマネジメントの導入や周辺町会との連携など、コミュニティ形成を支援します。</p> <p>住宅セーフティネットとして、既存の区営住宅の維持・管理に努めます。</p> <p>(2) 高齢者・障害者が安心して暮らせる住環境の整備</p> <p>多くの高齢者などが、住み慣れた地域で最後まで暮らし続けられるよう、高齢者などが健康で、安全・安心して住むことができる住環境を確保します。</p> <p>高齢者・障害者が安心して暮らすことができるよう、身近な介護・医療施設、バリアフリー対応住宅、サービス付き高齢者向け住宅の立地を誘導するとともに、公園や道路など都市基盤の整備にあたっては、バリアフリーに配慮します。</p> <p>また、高齢者や障害者を対象とした、声かけによる安否確認など、関連機関と連携した見守り活動を強化します。</p> <p>(3) 子育て世帯・子どもが安心して暮らせる住環境の整備</p> <p>子供たちが安心して遊べる空間を確保するため、防犯に配慮した公園の整備や遊具の安全性向上などに取組みます。</p> <p>鉄道駅周辺では、子育て世帯が育児と仕事の両立をしやすい環境を整えるため、子育て支援施設などの整備、拡充を進めます。</p> <p>大規模な集合住宅を整備する際には、集合住宅内にある集会室などの共用部分を、子育て支援機能など多目的に使用できるように誘導していきます。</p> <p>(4) 外国人居住者の住環境の向上</p> <p>日本での生活に不慣れな外国人居住者が、安心して住むことができる住環境の向上を図ります。</p> <p>増加する外国人居住者の快適な住環境づくりに向けて、NPOなどによる区民や地域と交流を図るコミュニケーションの場やイベントの開催などにより、日本の生活習慣、ルール、災害時の対応などの理解の促進を図ります。</p> <p>3 良質な住宅ストックの形成</p> <p>(1) 良質な戸建て住宅の誘導</p> <p>周辺環境との調和や適切な居住水準を確保し、防災性や環境性能に優れた良質な戸建て住宅の供給を誘導します。</p> <p>(2) 増加するマンションストックへの対応</p> <p>周辺地域との調和を図るとともに、適切な居住環境を確保し、防災性や環境性能に優れた良質な集合住宅の供給を誘導します。また、ワンルームマンションだけではなく、</p>	<p>⇒単独で区営住宅の維持管理として項目立てしていたが、住環境の視点にしぼった内容とするため、住宅のセーフティネットである区営住宅の維持管理という観点で本項目に移動</p> <p>⇒高齢者・障害者が安心して暮らせる住環境の観点から記述を追加</p> <p>⇒子育て世代が安心して暮らせる住環境の観点から記述を追加</p> <p>⇒国際的なまちづくりの観点を追加</p> <p>⇒都市計画マスタープランでは、まちづくりに係る記述のみ記載個別建築物に関する内容は住宅マスタープランとの役割分担とする。</p> <p>⇒都市計画マスタープランでは、まちづくりに係る記述のみ記載</p>

現行	改定案	説明
<p>費負担による良質な区民住宅を供給します。</p> <p>ウ、ケアハウスの整備 自立した生活が困難な高齢者を支援するため、緊急時の対応や入浴・食事提供ができるケアハウスを整備します。</p> <p>エ、従前居住者用住宅の確保 木造住宅密集地での「防災再開発促進地区」の指定や市街地再開発事業等により整備がすすめられる場合には、必要に応じて従前居住者用住宅の確保等にとりくみます。</p> <p>②良好な民間住宅の誘導と住まいづくりの支援</p> <p>ア、良好な民間住宅の供給誘導 周辺環境との調和や適切な居住水準を確保した良質な集合住宅の供給を誘導します。 また、都心共同住宅供給事業を活用し民間住宅の建設に対する支援をおこないます。</p> <p>イ、マンションへの対応 マンションの大規模修繕、建替え、管理運営等に関する情報提供・相談機能の充実をはかるとともに、資金融資やコンサルタント派遣などの支援方策を検討していきます。</p> <p>ウ、住まいの情報提供 誰にでも使いやすいデザインの住宅や環境共生住宅等、質の高い住宅の普及啓発をすすめます。さらに、コレクティブハウス（協力しながら住む形式の住宅）やコーポラティブハウス（入居者による共同建設）等、新しい住まい方について、街づくり公社等による必要な情報提供等の支援をおこなっていきます。</p>	<p>バランスのとれた住宅ストックの形成を図ります。</p> <p>偏った世帯構成の集中を防ぎ、一人暮らし世帯からファミリー世帯まで多様な世帯が入居できるよう誘導していきます。</p> <p>「豊島区マンション管理推進条例」に基づき、分譲マンションの良好な維持管理を行うための合意形成の円滑化、居住者等間及び地域とのコミュニティの形成を推進します。</p> <p>また、賃貸マンションの良好な維持管理体制を育成するため、マンションオーナーへの研修の実施などによる普及啓発を推進します。</p>	<p>個別建築物に関する内容は住宅マスタープランとの役割分担とする。</p>

方針4 エネルギー効率の高い低炭素型都市への転換

(方針部分の赤字：現行の都市計画マスタープランからの変更箇所)

現行	改定案	説明
<p>6. 環境と共生するまちづくりの方針</p> <p>(1) 現況と課題</p> <p>[現況]</p> <p>豊島区では急激に高密度な市街地がすすんだこともあって、みどりやオープンスペースが減少してきました。大規模な都市公園も少ないため、区民一人あたりの公園面積は小さく、区民からの公園や児童遊園増設に対する要望は常に強い状況にあります。</p> <p>また、私たちの日常の活動や暮らしは、自動車交通や大量の資源・エネルギー消費に支えられていますが、それらは大気汚染や廃棄物の増大、温暖化など地球規模の環境に大きな影響をおよぼしています。</p> <p>これらの反省をふまえ、人びとの意識は便利さや経済性の追求だけでなく、環境の大切さを再認識するものに変わりつつあります。</p> <p>[課題]</p> <p>主な課題は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①みどりと広場の整備 ②環境負荷の低減 ③うるおいある快適な戸外空間の形成 <p>(2) 基本的な考え方</p> <p>みどりと広場は、防災性の向上や人々の交流の場となるだけでなく、都市の気候を緩和し大気を浄化し、野鳥や昆虫のすみかとなり、美しい景観形成の核となるなど、都市に“ゆとり”と“うるおい”をもたらす上で大きな役割を果たします。今後は、「みどりと広場の基本計画」に基づき、公有地や民有地のみどりの保全・育成と広場の拡大にとりくみます。</p> <p>また、環境管理のしくみを地域社会に定着させるなど、環境への負荷が少ない社会の構築に向け、区民・事業者・行政が一体となって行動を広げていきます。区内の環境資源を最大限に活かし、太陽光や雨水など資源・エネルギーの有効利用等、環境共生のまちづくりにと</p>	<p>方針4 エネルギー効率の高い低炭素型都市への転換</p> <p>【現状と課題】</p> <p>■現状</p> <p>豊島区は、平成21(2009)年3月に「豊島区環境基本計画」を策定し、地球温暖化対策や循環型社会の実現など環境都市づくりに取り組んできました。計画では、CO2排出量を平成37(2025)年までに平成17(2005)年比で、30%削減することを中期目標としています。</p> <p>区内のCO2排出量は業務部門や家庭部門が大半を占めており、活発な都市活動によるものと考えられます。平成2(1990)年と平成21(2009)年と比較しても、業務部門と家庭部門ではCO2排出量が増加しています。</p> <p>池袋副都心地域は、新宿や渋谷などの他の副都心に比べ、老朽化した建築物の割合が高く、更新の時期を迎えています。</p> <p>東日本大震災の際、電力の供給不足により計画停電が実施されました。このことにより、自立分散型エネルギーの確保などエネルギー政策への考え方に変化が生じています。</p> <p>空調機器や自動車などから排出される人工排熱の増加や、道路舗装、建築物などの増加による地表面の人工化によって、都心部の気温はみどりが多い地区に比べ高くなっています。</p> <p>■主な課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務部門や家庭部門ではCO2排出量が増加していることから、都市活動によるCO2などの発生を削減し、環境負荷の低減とエネルギー効率が高く、都市活力と環境が両立する都市づくりが必要です。 ○豊島区は老朽化した建築物が多く存在し、環境性能に優れたエネルギー効率の高い建築物への更新が必要です。 ○災害時でも都市機能を維持できるエネルギーを確保するため、平常時の環境対策と災害時のエネルギー対策をあわせた取り組みが必要です。 ○公園やオープンスペースが少なく、アスファルトやコンクリートに覆われた高密な市街地であることから、ヒートアイランド対策が必要です。 <p>【都市づくりの方針】</p> <p>1 副都心と交流拠点を核としたエネルギー効率の高い都市の形成</p> <p>拠点に様々な都市機能を集積することで、点在して発生するエネルギー需要を集約することが可能です。</p> <p>副都心と交流拠点では、鉄道駅を中心として商業・業務機能などの集積を生かしながら、にぎわいと活力を高める多様な都市機能を高度に集積し、エネルギー効率の高い都市を形成します。</p>	<p>⇒現行都市マスは、「環境と共生」という括りのなかで「低炭素」を捉えていたが、改定都市マスでは「低炭素」で独立した方針を立てたため、現状と課題を修正</p> <p>⇒現在改定中の環境基本計画との調整・整合を図る</p> <p>⇒現状に合わせて課題の記述内容も変更</p> <p>⇒国の「低炭素都市づくりガイドライン」や「豊島区環境基本計画」など国の動向を踏まえ、都市機能の集積やエネルギー効率が高い都市について記述を見直し</p>

現行	改定案	説明
<p>りくみます。</p> <p>さらに、誰もが住み心地の良さを実感でき、暮らしてみたい、また訪れたいまちをめざし、歴史や文化を守り育て、アメニティの形成（快適な戸外空間の形成）をすすめていきます。</p> <p>1) みどり豊かで快適な生活環境の保全・創出 ⇒方針5 みどりの回廊に包まれた憩いの創出に記載</p> <p>2) 環境負荷の小さい都市づくり</p> <p>豊島区は、平成8年度に策定した「豊島区環境管理計画」において、環境に配慮した行動や活動に関する指針をしめすとともに、望ましい環境像を明らかにしています。これらをふまえて、まちづくりの課題や特性に対応した環境保全へのとりくみをすすめていきます。</p> <p>環境活動に関して計画、実施、点検、見直しの仕組みを定めた環境マネジメントシステム（ISO14001）の認証の取得をめざすとともに、事業者・区民に積極的にPRをはかっています。</p> <p>①地球環境との共生への配慮</p> <p>平成11年4月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、区自らが二酸化炭素などの排出を抑制するための施策にとりくむとともに、事業者・区民に対して、自動車使用の抑制、ボイラー等の燃料使用量の削減に向けた意識啓発をすすめます。</p> <p>また、公共建物や都市施設などの整備や民間の建築・開発行為の誘導にあたって、環境への負荷の低減が図られるようとりくんでいきます。</p> <p>②資源を有効活用したまちづくり</p> <p>ごみの抑制を前提にした資源循環型都市の実現に向け、「豊島区一般廃棄物処理基本計画」および「豊島区環境管理基本計画」にもとづき、ごみの減量やリサイクル活動をすすめます。また、省エネルギーに配慮した建物や技術等に関する情報提供や意識啓発を行います。</p> <p>大規模な開発事業では、省エネルギー性に優れた機器の利用や、エネルギー利用効率の高い地域冷暖房やコージェネレーションなどの導入を図るよう誘導します。</p> <p>雨水の再利用や太陽光など自然エネルギーの利用、環境に配慮した技術の情報の提供や普及啓発につとめます。</p> <p>3) アメニティの形成（快適な戸外空間の形成） ⇒方針6 個性ある美しい都市空間の形成に記載</p>	<p>(1) 池袋副都心</p> <p>首都東京の中心的な役割を担う池袋副都心では、首都機能の一翼を担う商業・業務、文化・交流などの多様な都市機能の高度な集積を図りながら、エネルギー効率の高い拠点形成を形成します。</p> <p>大規模都市開発の動きに合わせて効率的なエネルギー利用とエネルギーセキュリティの観点から自立分散型のエネルギー源となるコージェネレーションシステムや地域冷暖房など面的なエネルギー利用の誘導をします。</p> <p>エネルギー需要の時間帯が異なる建物用途間や複数の建築物間での熱とエネルギーの融通、地域冷暖房の供給エリア拡大、豊島清掃工場の排熱利用などのエネルギー利用を誘導します。</p> <p>(2) 交流拠点</p> <p>豊島区内外から人々が集まる交流拠点では、商業・業務、文化・交流などの都市機能の集積を図りながら、エネルギー効率の高い拠点を形成します。</p> <p>街区単位の開発や複数棟による共同建替えなどの動きに合わせて、街区単位での小規模なコージェネレーションシステムの導入や共同熱源化などを誘導します。</p> <p>2 低炭素型都市に向けた交通環境の形成</p> <p>公共交通や自転車の利用を促進し、自動車に過度に依存しない生活への転換を図ることにより低炭素型都市に向けた交通環境を形成します。</p> <p>都市計画道路の整備や交差点、踏切における渋滞の解消などによる適正な走行速度の確保や通過交通の流入を抑制し、CO₂排出量の削減を図ります。また、鉄道とバスなどとの結節機能の強化や鉄道駅のバリアフリー化など、利用環境の向上を図り、公共交通機関の利用を促進します。</p> <p>電気自動車や低公害車の導入及び事業者と連携した充電設備などの設置促進、カーシェアリング、アイドリングストップなどのエコドライブの普及促進などにより、CO₂排出量の削減や大気汚染の防止を図ります。</p> <p>池袋副都心では、新たな公共交通システムの導入、フリンジ駐車場や集約駐車場の整備、路外荷捌き施設の整備や共同配送などによる物流の効率化を進め、人と環境にやさしい低炭素型都市につなげます。</p> <p>3 環境に配慮した建築物への更新によるエネルギー対策の推進</p> <p>老朽化した建築物の更新にあわせて、住宅や事務所ビルを環境に配慮した高機能な建築物への建替えを誘導します。</p> <p>老朽化した個別熱源方式の中小建築物における環境性能を高めるため、建築物の新築や改修又は設備機器の更新の際には、建築物の断熱性能の向上や高効率のエネルギー機器の設置などを誘導します。</p> <p>住宅の環境性能を高めるため、断熱性能の向上のほか、太陽光発電システムや太陽熱利用システム、雨水利用設備、屋上・壁面緑化など、環境に配慮した機器・設備の導入</p>	<p>⇒エネルギーの面的利用の強化、建築物の環境性能の向上等の記述の追加・強化</p> <p>⇒委員会意見（中林委員）に対して、自立分散型エネルギーの導入方法と災害時と常時のエネルギー利用について追加・強化</p> <p>⇒低炭素型都市に向けた交通手段として自転車は有効であるため、自転車利用の促進を追加</p> <p>⇒道路整備、公共交通の利用促進による環境負荷低減について記述</p> <p>⇒CO₂排出量の削減に寄与するEV・PHV等に関する記述を追記</p> <p>⇒池袋副都心交通戦略との整合を図りながら、池袋副都心の交通環境改善に関する駐車場整備、LRT、物流対策について追加</p> <p>⇒委員意見（蟹江・中林委員）に対して防災の方針との整合を図る</p> <p>⇒池袋副都心整備ガイドプランとの整合</p> <p>⇒災害時に避難施設となる区立施設での自然エネルギー利用について記述</p>

現行	改定案	説明
	<p>を誘導します。また、区民や事業者などに向けて、低炭素・高効率エネルギーの建築物に関する情報提供や普及啓発など、環境政策と連携した取組みを検討します。</p> <p>木造密集市街地では、各種まちづくり事業により老朽化した建築物の建て替えが行われる際には、防災性を高めることに加え、環境性にも配慮することで地域全体の低炭素化を図っていきます。</p> <p>「豊島カーボンマイナス施設づくりガイドライン」を区立施設の建設や改修計画へ適用し、エネルギー効率の高い施設整備や設備更新、自然エネルギーの率先利用を図ります。</p> <p>4 ヒートアイランド現象の緩和</p> <p>都市全体の気温上昇を抑制するには、人工的な被覆面や建物からの排熱などの顕熱を低減させるため、クールスポットとなるオープンスペースの創出や風の道となる空間の確保などが重要となります。</p> <p>「みどりの拠点」である雑司ヶ谷霊園、染井霊園、学習院大学、立教大学を街路樹でつなぐとともに、沿道のまちづくりとあわせたみどりの創出などにより、風の道を確保します。</p> <p>また、道路整備や都市開発などに合わせた緑化、公園の整備など、利用可能な都市空間におけるみどりづくりを進めます。</p> <p>都市全体の排熱の低減を図るため、道路舗装の工夫、空調設備などの高効率化、建築物の省エネルギー化、地域冷暖房やコージェネレーションシステムの導入、地域の未利用エネルギーの活用などを促進します。</p> <p>5 低炭素型都市づくりに向けた仕組みづくり</p> <p>低炭素型都市づくりを進めるにあたり、環境配慮効果の見える化や環境活動の情報発信など、区民、事業者、NPOなどと協働して進めていきます。</p> <p>公共交通の利用促進を目指し、事業者と協働でノーマイカーデーの実施などモビリティ・マネジメントによる交通施策を活用して、区民一人ひとりの移動や地域の交通流動を改善していきます。</p> <p>国の諸制度などを活用し、低炭素型都市づくりの実現に向けた取組みについて検討します。</p>	<p>⇒国の「低炭素都市づくりガイドライン」や「豊島区環境基本計画」等を基に大都市圏特有の都市環境問題となっているヒートアイランド対策について記述</p> <p>⇒区民、事業者との協働や国の制度を活用した低炭素型都市づくりに向けた記述を追加</p> <p>⇒改定中の環境基本計画との調整が必要</p>

方針5 みどりの回廊に包まれた憩いの創出 (方針部分の赤字：現行の都市計画マスタープランからの変更箇所)

現行	改定案	説明
<p>6. 環境と共生するまちづくりの方針</p> <p>(1) 現況と課題</p> <p>[現況] ⇒再掲</p> <p>豊島区では急激に高密度な市街地がすすんだこともあって、みどりやオープンスペースが減少してきました。大規模な都市公園も少ないため、区民一人あたりの公園面積は小さく、区民からの公園や児童遊園増設に対する要望は常に強い状況にあります。</p> <p>また、私たちの日常の活動や暮らしは、自動車交通や大量の資源・エネルギー消費に支えられています。それらは大気汚染や廃棄物の増大、温暖化など地球規模の環境に大きな影響をおよぼしています。</p> <p>これらの反省をふまえ、人びとの意識は便利さや経済性の追求だけでなく、環境の大切さを再認識するものに変わりつつあります。</p> <p>[課題] ⇒再掲</p> <p>主な課題は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①みどりと広場の整備 ②環境負荷の低減 ③うるおいある快適な戸外空間の形成 	<p>方針5 みどりの回廊に包まれた憩いの創出</p> <p>【現状と課題】</p> <p>■現状</p> <p>豊島区では、緑地の多くが社寺や大学敷地の中にあります。それぞれ歴史と由来を持っていますが、その中でも、駒込は江戸時代の中期から明治時代にかけて植木の産地としてにぎわい、ソメイヨシノ発祥の地となっています。</p> <p>明治22(1889)年に都市計画決定された雑司ヶ谷霊園と染井霊園は現在でも貴重なみどりの空間として引き継がれています。しかし、その後は、大規模な公園等は計画・整備されないまま、現在に至っています。</p> <p>そのため、区内には大規模な都市公園がひとつもなく、公園面積が少ない大きな要因となっています。平成23(2011)年度の国立・都立公園を除いた一人あたりの公園面積は、0.71㎡と23区で最も低くなっていますが、公園等の設置数では23区で上位となっています。</p> <p>現在、まとまったみどりの空間は、雑司ヶ谷霊園、染井霊園、学習院大学、立教大学があります。また、池袋副都心のシンボルロードであるグリーン大通りは、かつての根津山の雑木林を想わせる厚みのある並木が続いています。</p> <p>しかし、自然のままの環境を残すまとまったみどりは学習院大学の森が唯一となっています。また、水面も区界を流れる神田川が唯一の河川であり、多様な生物が生息できる環境は大変少ない状況です。</p> <p>■主な課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区内には大規模な都市公園がないことから、既存のまとまったみどりを良好な状態で継承し、拠点となるみどりとして形成していくことが必要です。 ○みどりが持つ多様な機能を考慮した質の高いみどりを形成し、都市の価値を高める資産として保全・継承していくことが重要で、とりわけ新規の大規模公園の整備など、みどりの量的拡大に限界がある豊島区では、みどりの質の向上に重点をおいた取り組みが必要です。 ○みどりのネットワークの形成に向けて、中心的な役割を果たす街路樹の樹種選定や配置計画、沿道の私有地での緑化誘導などが必要です。 ○地域の実情等を踏まえながら、公共施設などの跡地を利用した公園整備のほか、都市開発、街路整備、私有地における緑化の促進など、様々な機会を捉えて質の高いみどりを創出していくことが必要です。 ○身近に生物と触れ合うことができる環境を形成するため、生物が生息できるみどりを創出し、ネットワークとしてつないでいくことが必要です。 	<p>⇒現行都市マスは、「環境と共生」という括りのなかで「みどり」が捉えられていたが、改定都市マスでは「みどり」で独立した方針を立てたため、現状と課題を修正</p> <p>⇒現状に合わせて課題の記述内容も変更</p>

現行	改定案	説明
<p>(2) 基本的な考え方 ⇒再掲</p> <p>みどりと広場は、防災性の向上や人々の交流の場となるだけでなく、都市の気候を緩和し大気を浄化し、野鳥や昆虫のすみかとなり、美しい景観形成の核となるなど、都市に“ゆとり”と“うるおい”をもたらす上で大きな役割を果たします。今後は、「みどりと広場の基本計画」に基づき、公有地や民有地のみどりの保全・育成と広場の拡大にとりくみます。</p> <p>また、環境管理のしくみを地域社会に定着させるなど、環境への負荷が少ない社会の構築に向け、区民・事業者・行政が一体となって行動を広げていきます。区内の環境資源を最大限に生かし、太陽光や雨水など資源・エネルギーの有効利用等、環境共生のまちづくりにとりくみます。</p> <p>さらに、誰もが住み心地の良さを実感でき、暮らしてみたい、また訪れたいまちをめざし、歴史や文化を守り育て、アメニティの形成（快適な戶外空間の形成）をすすめていきます。</p> <p>1) みどり豊かで快適な生活環境の保全・創出</p> <p>公園等の計画的な拡大をすすめるとともに、日常生活の中で自然に親しみ、ふれあうことができる「みどり」を守り育て、創出し、快適な居住環境の形成をめざします。</p> <p>①拠点となる「みどりと広場」を増やし、育てる</p> <p>一定規模以上の公園や公共施設、そして社寺や大学などの豊かなみどりを「みどりと広場」の拠点として位置づけ、これを守り、育て、広げていきます。</p> <p>ア、拠点となる公園の計画的な配置</p> <p>公園等の将来目標量を50万㎡とし、地域間の不均衡を是正しつつ計画的に公園を拡大します。拡大にあたっては、小規模な公園の設置数は充足している本区の現状から“数からまとまりへ”と転換をはかります。そのために、学校統合跡地など公有地の公園化を検討するなど、5,000㎡以上の公園の創出にとりくみます。また、総合体育場と一体となった大規模な防災緑地広場を確保するため、造幣局の移転や施設の集約化を働きかけるとともに、雑司ヶ谷霊園、染井霊園の公園化を促進します。</p> <p>イ、民有緑地の保護・保全</p> <p>歴史的、文化的資源である社寺や大学などの豊かなみどりを守り育てるとともに、地域の人々の愛着をより深めるための方策を講じていきます。</p> <p>ウ、野外スポーツ施設の充実</p> <p>大規模な公園整備や学校統合跡地を利用してスポーツ施設づくりをすすめます。</p> <p>エ、公園の維持・修復</p> <p>既存の公園等を地域の人びとに愛される生きた空間として保っていくため、きめ細かく維持管理していくとともに区民の意向を取り入れながら、まちの特性や利用形態に合うよう修復整備していきます。</p>	<p>【都市づくりの方針】</p> <p>1. 都市の価値を高めるみどりの保全と創出</p> <p>まとまりのある拠点的なみどりや連続した帯状のみどりは、都市のシンボルとなる空間を形成し、都市の価値を高めていきます。</p> <p>このため、都市の骨格となるみどりの拠点と軸を核に、豊島区の顔となるみどり空間を創出していきます。</p> <p>(1) みどりの拠点の形成</p> <p>まとまったみどりの空間である雑司ヶ谷霊園、染井霊園、学習院大学、立教大学は「みどりの拠点」として位置づけ、災害時の避難場所、都市を冷やすクールスポット、生物が生息する拠点として形成するとともに、みどりを核とした交流の場としての機能を充実します。</p> <p>雑司ヶ谷霊園と染井霊園は、大規模な緑地空間としてだけではなく、歴史と文化を伝える空間として、東京都と協議し再整備の方向性を検討します。</p> <p>大学の緑被地は、大学と連携したまちづくりの取組みの中で、みどりの保全・創出を働きかけていきます。</p> <p>(2) みどりの軸の形成</p> <p>放射26号線からグリーン大通りとアゼリア通り、補助78号線、放射36号線までを「みどりの軸」として位置づけます。街路樹の充実や沿道まちづくりとあわせた緑化などにより、四季の彩りを感じながら気持ちよく歩くことができる都市空間を形成します。また、「みどりの拠点」と結ぶことで、涼やかな空気を池袋副都心へと運ぶ風の通り道とします。</p> <p>2 日常生活における質の高いみどりの創出</p> <p>区民や事業者が自分たちの敷地内のみどりを豊かにし、それらが街路樹や公園、都市の骨格となるみどりと結ばれることで、都市全体として質の高いみどりが充実します。</p> <p>このため、敷地内の緑化など身近なみどりを豊かにしながら、都市開発などまちづくりの機会を捉えたみどりの創出や公園の整備により、日常生活における質の高いみどりを創出していきます。</p> <p>(1) 身近なみどりづくりの促進</p> <p>都市のあらゆる空間を利用したみどり豊かな街並みを形成するため、区民主体によるガーデニングなどの身近なみどりづくりを促進するとともに、「豊島区みどりの条例」に基づき、建築行為に対する緑化指導・協議、敷地内や建物緑化に対する助成、周辺から見やすい緑化を誘導する仕組みの検討など、指導と助成を組み合わせた緑化を進めます。また、区立学校などの公共施設は、屋上・壁面緑化など積極的な緑化を推進します。</p> <p>(2) まちづくりと連携したみどりの創出</p> <p>既に高密度な市街地が形成されている中で、新たなみどりの整備空間を確保するため、</p>	<p>⇒現行都市マスでは、住区基幹公園レベルを「拠点となるみどり」としており、身近な生活レベルの拠点という意味合いであるが、改定都市マスでは、将来都市構造との整合も踏まえ、「みどりの拠点」は都市レベルの拠点として位置づけ</p> <p>⇒現行都市マスの「雑司ヶ谷霊園、染井霊園の公園化促進」は、東京都が方針見直し予定のため、都との協議を行いながら検討する旨の記述に変更</p> <p>⇒現行都市マスでは、みどりのネットワークについて、階層性をもたせていないが、拠点の考え方と合わせて、都市の骨格となるネットワークを「みどりのシンボル軸」として位置づけ</p> <p>⇒基本的な方向性は、現行都市マスと同じ</p>

現行	改定案	説明
<p>②日常生活空間でふれあえる「みどりと広場」を広げる</p> <p>公共施設や事業所、住宅などが道路に面してみどりを配し、草花でまちを彩るなど、身近な「みどりと広場」づくりをすすめ、うるおい豊かな生活環境を創出します。</p> <p>ア、公共施設の緑化</p> <p>学校など公共施設の接道部空間に「みどりと広場」を確保し、道路と連続した開放的な空間づくりをすすめます。</p> <p>イ、身近な広場づくり</p> <p>「特定地区」では公園の機能を補完する小広場づくりをすすめます。また、総合設計制度、開発許可制度などを活用し、身近な空地进行を創出します。</p> <p>ウ、民有地の緑化</p> <p>接道部緑化助成制度の充実や中高層建築物集合住宅建築指導要綱などの指導を通じて、区民、事業者の協力を得ながら民間敷地の緑化をすすめます。また保護樹木・樹林や保護生垣制度の充実やアメニティ協議等により樹木の保全と育成をはかります。</p> <p>さらに、地域住民が主体的にみどりの保全、創出に参加できるしくみづくりにとりくみます。</p> <p>③「みどりと広場」とのネットワークをつくる</p> <p>ア、ネットワークの骨格をつくる</p> <p>神田川の桜並木や谷端川緑道、要町周辺の千川上水の清流化などの線的なみどりと水辺の景観、都市計画道路等主要な街路の整備にあわせて、良好な街並み形成や歩道・街路樹・植樹帯、広場を整備し、拠点となる公園や緑地等と結びつけることでネットワークの骨格をつくります。</p> <p>イ、ビオトープネットワークをつくる</p> <p>小鳥がさえずる公園や目白の森、池袋の森などのように樹林や水辺の復元や保全をとおして、小動物の生息に配慮した公園や学校の環境づくりをすすめます。また、これらの公園と学習院の緑などを結び、都市の生態系の維持・再生をめざすネットワークづくりにとりくみます。</p> <p>ウ、身近なみどりのネットワークをつくる</p> <p>ガーデニングブームや生垣の普及により、スポット的に接道部の草花やみどりが増えてきています。こうしたスポットを周囲に広げ、人びとの活動も連携することで、草花でにぎわい、みどりで潤う空間がまちにあふれるようとりくみます。</p> <p>2) 環境負荷の小さい都市づくり</p> <p>⇒方針4 エネルギー効率の高い低炭素型都市への転換に記載</p> <p>3) アメニティの形成（快適な戸外空間の形成）</p> <p>⇒方針6 個性ある美しい都市空間の形成に記載</p>	<p>まちづくりや施設整備の機会のほか、鉄道敷などの公共的空間を積極的に活用します。</p> <p>都市開発による公開空地や広場の創出、地区計画による公園や広場の整備、建築物の上部空間を利用した立体公園制度の活用など、まちづくりとの連携により新たなみどりを創出するとともに、計画段階からみどりの連続性や広がり、快適性に配慮します。</p> <p>(3) 公園整備によるみどりの形成</p> <p>1) 都市公園の計画的な配置</p> <p>小規模な公園の設置数は充足している中で、地域バランスを考慮した都市公園の適正な配置を実現するため、引き続き「数からまとまり」の方針に基づき、広々とした公園づくりを重点的に推進します。</p> <p>新たな公園の整備にあたっては、学校跡地や造幣局跡地等の国公有地を活用し、5,000㎡以上の近隣公園の整備や大規模な防災公園の確保に努めます。</p> <p>2) 多様な地域活動の拠点となる公園の整備・管理</p> <p>公園の新設・改修や維持管理にあたっては、健康づくりやスポーツ、レクリエーション、防災活動など、多様な地域活動の拠点として効果的に役割を發揮できる施設整備と管理を行うとともに、外部からの見通しを確保するなど防犯面に配慮します。</p> <p>防災面では、太陽光発電など再生可能エネルギーを利用した街路灯や防災かまどベンチの設置、耐火性の高い樹種による植栽帯の設置など、防災活動を考慮した機能を充実します。</p> <p>また、身近な公園を核としたにぎわいの創出や人々が集える空間を創出するため、公園の隣接街区においてカフェやショップなどのにぎわい施設が立地する場合には、公園を借景とした店舗運営など、空間面と機能面で公園とにぎわい施設との連携を促進します。</p> <p>老朽化が進んだ公園や、居住者の年齢構成や世帯構成が変化したことで利用者のニーズに合わなくなった公園が、地域に愛され、親しまれる魅力的な公園となるよう、区民との協働により再整備を行う仕組みを検討します。</p> <p>老朽化した遊具の更新など公園施設の安全性を確保するため、公園施設長寿命化計画を策定するなど、計画的な維持管理を推進します。</p> <p>(4) 連続性のあるみどりの形成</p> <p>近隣公園など、拠点となる公園や緑地等をつないだ連続性のあるみどりを形成するため、神田川の桜並木や谷端川緑道など連続するみどりを維持し保全します。</p> <p>また、都市計画道路の整備と合わせて、街路樹の整備と沿道の民有地の緑化誘導による、みどり豊かな歩行者空間を創出します。こうした連続性のあるみどりは、緑陰の確保に配慮した維持管理に努めます。</p> <p>谷端川など暗渠化された河川では、沿道の区民との協働による緑化の充実や、川の名残を感じながら散策、ウォーキング、ジョギングなどを楽しむことができる環境整備を検討します。</p>	<p>⇒施設整備の機会のイメージは、新庁舎の整備や大規模開発などを想定している。</p> <p>⇒委員会意見（中林委員）に対応して防災に関する記載を充実</p> <p>⇒委員会意見（伊部委員）に対応して「人が集まる公園」の観点からの項目を設置</p> <p>⇒委員会意見（熊沢委員）に対応して公園と隣接施設の連携についての記載を充実</p> <p>⇒委員会意見（池邊委員）に対応して従前「みどりのネットワーク」から「連続性のあるみどり～」に変更</p> <p>⇒委員会意見（柴田委員）に対応して「緑陰の確保に配慮した維持管理～」を追加</p> <p>⇒現行都市マスの「要町周辺の千川</p>

現行	改定案	説明
	<p>3 残された貴重なみどりの保全と育成</p> <p>社寺境内の歴史的環境と一体となったみどりや学習院大学周辺の自然林など、まちの記憶をとどめ、地域の歴史や文化資源となっているみどりを次代に継承していくため、保護樹木・樹林や保護生垣制度の充実を検討します。</p> <p>4 生物が生息できるみどりの保全と創出</p> <p>誰もが身近に生物と触れ合いながら、その大切さを実感することができるよう、「みどりの拠点」である都立霊園や大学の緑被地は、生物生息の拠点として、緑地空間の保全を誘導します。</p> <p>また、生物が区内を行き来できるよう、「みどりの拠点」と公園、学校等公共施設、民有地のみどりを街路樹などをつないだビオトープのネットワークを形成します。</p> <p>さらに、生態系に配慮した公園づくりや学校等におけるビオトープづくりなど、身近に生物とふれあうことができる場を充実します。</p> <p>5 みどりを核としたコミュニティの形成</p> <p>四季の彩りを感じられる工夫と行き届いた維持管理がなされ、人々がマナーを守って利用する公園やオープンスペースは、快適で楽しい場となりコミュニティの拠点となる空間です。</p> <p>地域の人々に愛され、親しまれるみどりを育てるため、公園、広場、学校、道路などにおいて、区民による緑化や維持管理の活動を支援します。</p> <p>また、みどりを舞台とした、健康づくりや芸術・文化、子どもの健全育成など、多様で活発な地域交流活動を促進します。</p> <p>公園の新設・改修に際しては、区民の意見や提案を反映する機会を設けるなど、地域特性に応じた区民参加の手法を検討します。</p>	<p>上水の清流化」については、相当の整備復旧費が必要となることから現段階では実施困難と想定し、記述を削除</p> <p>⇒生物の生息の観点では、まとまりのある緑地空間（＝「みどりの拠点」）が重要なことから、その旨を記載するとともに、身近な生息環境も重要なことから、次いで、公園・学校における取組みを記載</p>

方針6 個性ある美しい都市空間の形成 (方針部分の赤字：現行の都市計画マスタープランからの変更箇所)

現行	改定案	説明
<p>6. 環境と共生するまちづくりの方針</p> <p>(1) 現況と課題</p> <p>[現況] ⇒再掲</p> <p>豊島区では急激に高密度な市街地がすすんだこともあって、みどりやオープンスペースが減少してきました。大規模な都市公園も少ないため、区民一人あたりの公園面積は小さく、区民からの公園や児童遊園増設に対する要望は常に強い状況にあります。</p> <p>また、私たちの日常の活動や暮らしは、自動車交通や大量の資源・エネルギー消費に支えられていますが、それらは大気汚染や廃棄物の増大、温暖化など地球規模の環境に大きな影響をおよぼしています。</p> <p>これらの反省をふまえ、人びとの意識は便利さや経済性の追求だけでなく、環境の大切さを再認識するものに変わりつつあります。</p> <p>[課題] ⇒再掲</p> <p>主な課題は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①みどりと広場の整備 ②環境負荷の低減 ③うるおいある快適な戸外空間の形成 <p>(2) 基本的な考え方 ⇒再掲</p> <p>みどりと広場は、防災性の向上や人々の交流の場となるだけでなく、都市の気候を緩和し大気を浄化し、野鳥や昆虫のすみかとなり、美しい景観形成の核となるなど、都市に“ゆとり”と“うるおい”をもたらす上で大きな役割を果たします。今後は、「みどりと広場の基本計画」に基づき、公有地や民有地のみどりの保全・育成と広場の拡大にとりくみます。</p> <p>また、環境管理のしくみを地域社会に定着させるなど、環境への負荷が少ない社会の構築に向け、区民・事業者・行政が一体となって行動を広げていきます。区内の環境資源を最大限に活かし、太陽光や雨水など資源・エネルギーの有効利用など、環境共生のまちづくりにとりくみます。</p> <p>さらに、誰もが住み心地の良さを実感でき、暮らしてみたい、また訪れたいまちをめざし、歴史や文化を守り育て、アメニティの形成（快適な戸外空間の形成）をすすめていきます。</p> <p>1) みどり豊かで快適な生活環境の保全・創出 ⇒方針5 みどりの回廊に包まれた憩いの創出に記載</p> <p>2) 環境負荷の小さい都市づくり ⇒方針4 エネルギー効率の高い低炭素型都市への転換に記載</p> <p>3) アメニティの形成（快適な戸外空間の形成） アメニティとは、人びとの生活に密着した環境と空間の質の面を重視した、うるおい、住</p>	<p>方針6 個性ある美しい都市空間の形成</p> <p>【現況と課題】</p> <p>■現状</p> <p>豊島区は、平成5（1993）年3月に「豊島区アメニティ形成条例」を制定し、人々の生活に密着した環境と空間の質を高めるため、美しい街並み、都市の自然や生態系、文化や歴史など、地域の中で育まれてきた個性を重視した景観づくりに取り組んできました。</p> <p>区内には、池袋副都心を代表するサンシャインや東京芸術劇場、歴史を感じさせる寺社や近代建築物などの歴史的建造物に加えて、地域の祭り、商業のにぎわいなどの文化資源があります。また、区の東部地域や南部地域には、坂道が多く起伏に富んだ地形や、神田川、都内で唯一残る路面電車として都電荒川線が走っています。</p> <p>■主な課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各拠点でのにぎわい、歴史や文化、起伏のある地形、貴重なみどり資産、落ち着いた住宅地など数多くの景観資源を生かし、多くの人々が魅力を感じる都市空間を形成していくことが必要です。 ○豊島区独自のアメニティ形成の取組を踏まえるとともに、景観法の適用を視野に入れ、地域特性に応じた景観形成をより一層推進していくことが必要です。 <p>【都市づくりの方針】</p> <p>1 骨格となる景観形成</p> <p>豊島区の骨格となる主要な都市計画道路である都市骨格軸沿道では、道路の緑化、無電柱化、沿道の街並みの形成を促進します。</p> <p>また、神田川沿いでは、東京都景観計画に位置づけられている神田川景観基本軸の考えに基づき、川と調和した街並みの形成を図ります。</p> <p>2 地域特性に応じた景観形成</p> <p>池袋副都心、交流拠点、生活拠点では、人々の交流により生み出されるにぎわいや活力を資源として、地域の特性に応じた、豊島区の顔にふさわしい魅力・活力が感じられる景観づくりを進めます。</p> <p>東部地域や南部地域と染井霊園、雑司ヶ谷霊園では、起伏のある地形やみどり、歴史を生かした景観づくりを進めます。</p> <p>西部地域では、新たな文化・コミュニティの拠点となる西部地域複合施設を中心に、民俗芸能や池袋モンパルナスで培われた文化的土壌などの文化資源を、まちの中で引き継いでいきます。</p> <p>南部地域と北部地域にある産業系複合地では、周辺環境と調和した景観づくりを進めます。</p>	<p>⇒並行して検討している景観計画と整合を取りながら随時修正していく</p> <p>⇒歴史・文化は大切だが、池袋副都心や巣鴨など拠点の賑わい景観は欠かせないため追記</p> <p>⇒将来都市構造の要素以外に景観軸を設定する考えはなく、単にこれらにおける景観まちづくりの推進について記述</p> <p>⇒「神田川景観基本軸」との整合</p>

現行	改定案	説明
<p>み心地、にぎわいなどの言葉に象徴される概念です。美しい街並みや景観だけでなく、都市の自然や生態系、文化や歴史を含む総合的な環境の質を意味するものとして、重要性が認識されています。区民・事業者および関係機関の参加と協働のもと、地域のなかで生まれ、個性を生み出している要素を大切に守り育て、アメニティの形成を総合的にすすめます。</p> <p>①人にやさしい福祉アメニティの形成</p> <p>だれもが安全に移動でき、自立した暮らしを営める、福祉のまちづくりやハートビル法に配慮した人にやさしいまちをめざして、多数の人が利用する建築物、道路、公園、駅などについて、エレベーター、スロープ、トイレ、歩道の段差解消、誘導路の設置や、信号や案内標識の工夫（音響、外国語表示など）により、利用しやすい施設の整備をすすめます。</p> <p>②重点的なアメニティの形成</p> <p>歴史的建造物や特徴のある街並みを保全すべき地区、また道路整備等にもない新たな街並みが形成される地区を「特別推進地区」として位置づけ、地区ごとのガイドラインに基づきアメニティの形成を重点的にすすめます。</p> <p>③施設アメニティの形成</p> <p>学校・文化施設や公園等の公共施設の整備にあたっては、周辺街並みとの調和や自然環境の保全に配慮するとともに、社寺、文化財、大学等の歴史的・文化的資源を積極的に活用し、季節や歴史が一層感じられる個性的な環境形成をはかします。</p> <p>さらに、副都心や駅前広場等を「にぎわい拠点」として、広場の整備や建物の修景に配慮し来街者がくつろげる環境の形成をはかります。</p> <p>④道路空間等のアメニティ形成</p> <p>ア、名所や旧跡をめぐる道、公園や公共施設を結ぶ道、河川や鉄道沿いの並木道、商店街など、地域の歴史的・文化的資源を結び、「景観プロムナード」の形成をはかります。</p> <p>イ、都市計画道路など、今後整備や拡幅が予定されている幹線道路については、地域の環境と調和したみどりあふれる「アメニティ回廊」となるようとりくみます。</p> <p>ウ、池袋駅東口の駅前広場からグリーン大通りにかけては、東京を代表する「シンボルロード」にふさわしい整備を都に働きかけていくとともに、副都心の魅力増進と楽しい歩行者空間の創出の観点から地下空間の整備にとりくみます。</p> <p>エ、都電荒川線や山手線などの鉄道敷地や沿線では、関係機関と協力し緑化をすすめるなど、良好な景観の形成を誘導します。</p> <p>⑤民間建築物等の誘導</p> <p>一定規模以上の建築物や工作物、屋外広告物等については、「アメニティ形成条例」に基づく事前の届出制度を活用し、関係事業者の協力のもと周辺環境と調和した街並みの形成にとりくみます。</p> <p>⑥アメニティ阻害原因の改善</p> <p>歩行者の安全や都市景観を損なっている放置自転車、路上看板等の除去に努めるとともに、電柱、架線等の地中化や移設を関係機関と協議していきます。また、鉄道ガード下や高架道路下については、天井や壁面の景観に配慮した整備がおこなわれるよう、事業者や管理者に働きかけていきます</p>	<p>寺社や近代建築物など歴史的建造物の周辺地域では、歴史を感じさせるにぎわいや趣ある景観づくりを進めます。</p> <p>一定規模以上の建築物や工作物、屋外広告物については、関係事業者の協力のもと周辺環境と調和した景観づくりを進めます。</p> <p>3 魅力ある資源を生かした景観形成</p> <p>(1) 歴史と文化</p> <p>寺社や文化財、大学、近代建築物などの歴史的建造物に加え、地域に引き継がれてきた伝統芸能や地域の街並みもあわせて景観資源として保全・活用していきます。</p> <p>(2) にぎわいと活力</p> <p>池袋駅と東池袋駅を中心とした2つの核を結ぶ池袋のにぎわいと交流の骨格軸となるグリーン大通り・アゼリア通りでは、池袋副都心のシンボルとなる歩いて楽しい景観づくりを進めます。</p> <p>商業や業務地のにぎわい、地域の活力の源となっている祭りやイベントなど、人々の交流を景観づくりに活用していきます。</p> <p>駅前には地域の玄関口として、広場の整備や建築物の形態・意匠・色彩を駅前の街並みに調和させ、地域資源をつなぐ結節点にふさわしい景観づくりを進めます。</p> <p>(3) 自然と地形</p> <p>良好な街並みを維持するため、学習院大学の自然林とともに、周辺地域の落ち着いた街並みを保全していきます。</p> <p>神田川や豊島区の東部地域と南部地域の坂道など、地形の起伏を景観の要素として活用していきます。</p> <p>(4) みどり</p> <p>みどりの拠点周辺では、自然環境の保全に配慮するとともに、まとまりのある緑地空間を積極的に活用し、みどりを一層感じられる個性的な景観づくりを進めます。</p> <p>また、河川や道路沿道の並木道などでは、河川や沿道樹木などみどり資源を結ぶ連続性のある景観づくりを進めます。</p> <p>(5) 道路と鉄軌道</p> <p>名所や旧跡を巡る道、公園や公共施設を結ぶ道、鉄道沿線の並木道、商店街など、地域の歴史的・文化的資源を結び、連続性ある街並みを形成します。</p> <p>立体横断施設、鉄道ガード下や高架道路下では、周辺地域の街並みと調和を図るため、天井や壁面の景観に配慮した整備が行われるよう、鉄道事業者や道路管理者に働きかけていきます。</p> <p>都市計画道路など、今後整備や拡幅が予想されている幹線道路については、道路空間</p>	<p>⇒豊島区において池袋副都心の賑わい景観は欠かせないため、記述を強化</p> <p>⇒みどりの拠点周辺のまちづくりや河川・道路沿道についてもみどり資源を生かした景観まちづくりについて記述</p>

現行	改定案	説明
	<p>と沿道の街並みが一体となった景観づくりを進めるため、道路整備とあわせて沿道の適切な土地利用を誘導します。</p> <p>都電荒川線や山手線などの鉄道敷地や沿道では、関係機関と協力して緑化を進めます。特に、都電荒川線の沿道では、環状5の1号線と補助81号線の整備にあわせて、電車の車窓からの視線に配慮した良好な景観づくりに努めます。</p> <p>4 景観まちづくりに向けた仕組みづくり</p> <p>歴史・文化、にぎわい、自然・地形、落ち着いた住宅地など、地域特性に応じた景観まちづくりとあわせて都市の価値を高めるため、豊島区独自のアメニティ形成の取組を踏まえ、景観法を活用した仕組みづくりについて検討します。</p> <p>エリアマネジメント組織などが適切に開発を誘導することにより、統一感のある良好な市街地環境や景観を創出します。また、事業で創出した公共施設、緑化空間、公開空地などを事業完了後も良好に維持・管理することで、快適で質の高い環境・景観形成を図るよう関係事業者に働きかけていきます。</p>	<p>⇒景観行政団体へ移行する予定。</p>

方針7 文化を軸としたにぎわいと活力の強化 (方針部分の赤字：現行の都市計画マスタープランからの変更箇所)

現行	改定案	説明
<p>4. 副都心整備と産業まちづくりの方針</p> <p>(1) 現況と課題</p> <p>[現況]</p> <p>産業の面から豊島区をみると、もっとも特徴的なのは多くの「来街者」を引きつける池袋副都心で、商業・業務サービス機能が広範に集積しており、近年でも文化施設や、清掃工場および健康プラザとしまが建設されました。池袋以外の鉄道駅周辺にも、交通の便を生かして商業・業務地が形成されています。住宅地内外には地区住民の日常生活を支える商店街が多くみられます。さらに、東武東上線沿いや神田川周辺の地区には印刷業など都市型産業の工場や作業所がみられます。</p> <p>[課題]</p> <p>主な課題は次のとおりです。</p> <p>①魅力ある副都心の形成</p> <p>②商業業務拠点および各商店街の振興と環境整備</p> <p>③産業活動の振興と事業者等のまちづくりへの参画推進</p> <p>(2) 基本的な考え方</p> <p>1) 魅力ある副都心の「劇場都市空間づくり」</p> <p>⇒第5章 東京の魅力を担う池袋副都心の再生の方針に記載</p>	<p>方針7 文化を軸としたにぎわいと活力の強化</p> <p>【現状と課題】</p> <p>■現状</p> <p>豊島区は、「池袋モンパルナス」や「トキワ荘」に象徴されるように、多くの芸術家や作家などのクリエイターを育み、創造的な活動を生み出してきた歴史があります。</p> <p>また、池袋副都心では、東京芸術劇場をはじめとする文化関連施設が集積し、多彩な文化イベントが行われているほか、近年ではマンガ、アニメなどのポップカルチャーの発信拠点となっており、新しいモノを受け入れる文化的土壌があります。</p> <p>さらに、各地域には、それぞれに個性ある文化資源が数多く存在し、多彩な文化活動が活発に行われています。</p> <p>豊島区は、平成20(2008)年度文化庁長官表彰「文化芸術創造都市部門」を受賞したほか、文化芸術創造都市の形成「としまアートキャンパス」計画の認定(地域再生計画、平成17(2005)年11月22日認定)を受けるなど先進的な文化政策を進めています。</p> <p>一方で、近年、区内の鉄道駅乗降客数や小売業の年間販売額、事業所数などが減少傾向にあり、都市活力の低下が懸念されています。また、少子高齢化が急速に進展するなか、コミュニティの弱体化も懸念されています。</p> <p>また、池袋には、文化芸術施設間を結ぶネットワークが弱く、交流・情報発信が十分に機能していない現状があります。</p> <p>都市活力や地域コミュニティの活力の基盤として文化を活用することが重要です。</p> <p>■主な課題</p> <p>○我が国有数のターミナルである池袋副都心はもとより、人々が集散する鉄道駅周辺は、潜在的な交流人口のポテンシャルをもっており、このポテンシャルを顕在させるためには、人々が活発に交流する魅力ある都市空間の創出と合わせて、文化がもつ「街と人」、「人と人」とをつなげる力を活かすことが必要です。</p> <p>○区内には地域固有の魅力に成り得る歴史・文化資源や特徴的な文化集積があり、これらを個性あるまちづくりに生かしていくことが必要です。</p> <p>○文化がもつ多様な可能性を活かすため、地域産業の活性化や福祉・教育との連携、コミュニティの活性化など、文化を軸としたまちづくりの展開が必要です。</p> <p>○地域産業やコミュニティの活性化、さらには多様な人々の相互理解を深めるきっかけづくりとして、福祉や教育との連携を図りながら、文化が持つ多様な可能性を生かし、それを軸としたまちづくりの展開が必要です。</p> <p>【都市づくり方針】</p> <p>1. 芸術・文化を核とした都市の魅力の創造と発信</p> <p>(1) 文化発信拠点の整備</p> <p>新たな文化の創造を育む場や機会を充実するため、公園、広場、道路等のオープンス</p>	<p>⇒現行都市マスは、都市活力やにぎわいに関しては「副都心整備と産業まちづくりの方針」の中で表現されていたが、改定都市マスでは「文化」という新たな視点で構成しているため、現状と課題を修正</p> <p>⇒現状に合わせて課題の記述内容も変更</p>

現行	改定案	説明
<p>2) 商業業務拠点および各商店街の振興と環境整備</p> <p>J R 駅周辺など各機能の拠点となる地区では、商業機能の高度化をすすめるとともに、ショッピングモールや駐車場・駐輪場設置等による集客力の向上や、地域のコミュニティ形成の拠点となる商店街づくりをめざします。また、駅前や地区の要所に、にぎわいのある結節点となり得る施設等（個性的で魅力ある店舗やオフィスなど）を誘導していきます。さらに、空き店舗の活用、専門店やファクトリーショップなどの誘導により、魅力ある商店街づくりをめざします。</p> <p>また、地区の身近な商店街では、時代に即した快適な買物環境づくり、魅力ある商店づくりなど特色ある商店街の形成をめざします。</p> <p>3) 産業と居住の共存</p> <p>産業系混在地では、騒音・公害対策やリサイクルへのとりくみとともに、工場建替え等を契機に緑地やオープンスペースの整備・拡大や緑化など周辺住環境に配慮した環境にやさしい施設の建設等を誘導します。また、住宅地内における小規模オフィスや在宅勤務等の増加に即した土地利用誘導について検討をすすめます。</p>	<p>ペースを芸術・文化活動やイベントの場として活用するとともに、新庁舎整備や庁舎移転後の再整備においては、新たな芸術・文化活動の拠点機能を導入します。</p> <p>(2) 池袋副都心における文化を軸とした回遊性の向上</p> <p>池袋副都心は、首都機能の一翼を担う多様で広域的な都市機能を充実しながら、池袋駅の東西デッキの整備や、道路空間と建物敷地内の一体的な街並み誘導などにより、誰もが安全で快適に楽しく歩くことができる回遊性のある空間として整備します。</p> <p>東京芸術劇場や豊島公会堂、あうるすぽっと（区立舞台芸術交流センター）、新中央図書館など、多様な芸術・文化の活動拠点の集積を生かして、芸術・文化の街としての情報発信を強化します。都市開発が行われる際には、インフォメーションセンターなどの情報発信機能や来街者の活動を支援する観光支援機能の導入を誘導します。</p> <p>鉄道事業者や通信事業者などと連携しながら、最新の情報技術などを活用した多言語による情報提供と案内の仕組みづくりを検討します。</p> <p>(3) 芸術・文化資源を生かした観光・交流の都市づくり</p> <p>芸術・文化資源の連携によるにぎわいを創出するため、駒込のソメイヨシノ、その他巣鴨、大塚、雑司ヶ谷、長崎など固有の歴史や資源を有する地域では、点在する資源を相互に結んだ散策ルートの形成などにより回遊性を向上させます。</p> <p>区民、地域、NPO など多様な主体による地域の芸術・文化資源の情報発信や案内、芸術・文化資源を生かした街のにぎわいの創出など、観光・交流の都市づくりを支援します。</p> <p>2. 文化を生かした地域産業の活性化や新たなビジネスの展開の支援</p> <p>池袋副都心や交流拠点では、多様な都市機能が立地するとともに、様々な人々が交流する刺激的な都市環境を生かして、産業政策と連携し、都市開発などの契機と合わせて、新たな産業や地域活動を誘発する産業支援機能（インキュベート機能）を誘導します。</p> <p>また、多世代交流の場となる身近な商店街の活性化を図るため、スタジオ、ギャラリーなど文化資源を生かした空き店舗の活用や、特色ある街並み形成、バリアフリー化による安全で快適な歩行者空間の創出など、魅力ある商業空間の形成を支援します。</p>	<p>⇒単なる拠点整備の方向性ではなく、「豊島区文化政策推進プラン」等も踏まえ、文化的活動と絡めたまちづくりの方向性を記載</p> <p>⇒委員会意見（熊沢委員・伊部委員）に対応して（1）では国際的な観点のキーワード（国内外やユニバーサルなど）を使用</p> <p>⇒委員会意見（熊沢委員・伊部委員）に対応して（4）では国際的な観点のキーワード（グローバル化に対応した多言語での情報提供）を使用</p> <p>⇒単なる産業政策ではなく、「都市空間」や「地域資源」と絡めた方向性を記載</p> <p>⇒単なる商店街活性化の方向性ではなく、「豊島区文化政策推進プラン」等も踏まえ、文化的活動と絡めた活性化の方向性を記載</p>

現行	改定案	説明
<p>4) 事業者および来街者のまちづくり参画誘導</p> <p>商店や企業等の事業者がまちの魅力を高めるまちづくり活動を積極的にすすめることを呼びかけていきます。また、まちを訪れる人たちもまちづくりに対して意見反映できるしくみづくりを検討していきます。</p>	<p>3. アート・文化活動を核としたコミュニティの活性化</p> <p>アート・文化活動がもつ楽しさや交流を誘う機能をコミュニティの活性化に生かすため、既存の公共施設や未利用施設を活用した文化・芸術活動の場の充実や、区民の創意工夫によるコミュニティアートプロジェクトへの支援など、地域固有の資源を活用した住民主体のアート・文化活動を支援します。</p> <p>また、学校教育の現場へのアーティスト派遣、高齢者や障害者による芸術文化活動など、福祉と教育における文化活動の展開を支援します。</p>	<p>⇒単なるコミュニティ活性化ではなく、「豊島区文化政策推進プラン」等も踏まえ、文化的活動と絡めた方向性を記載</p>

現行	改定案	説明
なし	<p>方針8 健康な身体を育む快適な都市環境の形成</p> <p>【現状と課題】</p> <p>■現状</p> <p>65歳以上人口は、年々増加し、総人口に占める割合（高齢化率）は平成19（2007）年に20%を超え、全国平均を下回っているものの、年々その割合は上昇しています。</p> <p>また、65歳以上の高齢者の単身世帯数も年々増えており、平成22（2010）年には高齢者世帯数の3割を超えています。</p> <p>高齢化の進展とともに、要介護などの認定者数が年々増加しているほか、国民健康保険の医療費も年々増えていきます。</p> <p>誰もが生涯を通じて健康で充実した毎日を過ごすことができる環境を形成するとともに、活力ある高齢社会を実現するためには、居住環境や交通手段も含めて総合的に健康を支える都市環境の形成や気軽に健康づくりを実践できる環境の充実が重要です。</p> <p>豊島区では、平成24（2012）年3月に「豊島区健康プラン」を改定し、健康寿命を伸ばすとともに、生活の質を改善することを目指して、区民の健康づくりに取り組んでいます。</p> <p>また、平成24（2012）年5月には、セーフコミュニティの国際認証を取得し、安全・安心と健康の質を高める都市づくりを区政推進の基本に位置づけています。</p> <p>■主な課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歩くことは「健康」の基本であり、公共交通との補完・連携も含め、拠点である鉄道駅周辺は「歩きたくなる」、「歩いて楽しい」まちづくりが必要です。 ○健康づくり活動の拠点であるスポーツ施設の老朽化に対応し、誰もが安全で気軽に利用できる施設として機能の充実が必要です。 ○道路や公園など都市施設の整備にあたっては、ウォーキング、ジョギングなど日常的な健康づくりの場として、誰もが安全に安心して利用できる配慮が必要です。 ○外出は、健康の維持・増進につながることから、外出のきっかけとなる交流の機会や場の充実が必要です。 ○地域社会が持続可能であるためには、まちづくりにおいても、子育てや次世代育成の視点を持つことが重要であり、子育てに配慮した空間形成や子どもたちにとって安全で健康なまちづくりが必要です。 ○健康に影響を及ぼす公害の防止やヒートアイランド現象による都市の熱環境の改善が必要です。 <p>【都市づくり方針】</p> <p>1. 拠点における外に出かけたくなる都市づくりの推進</p> <p>（1）池袋副都心</p> <p>新庁舎と池袋駅を結ぶグリーン大通りを、四季の彩りを感じながら、気持ちよく散策</p>	

現行	改定案	説明
	<p>やウォーキングなどを楽しむことができ、誰もがアクティブになれる健康の道として形成します。</p> <p>誰もが安全で快適に歩くことができ、出かけてみたくなる回遊性のある空間を形成するため、池袋駅の東西デッキの整備をはじめ、歩道の段差等の解消、点字ブロックの整備、駅ホームドアの設置など、ユニバーサルデザイン及びバリアフリーに配慮した歩行者優先の空間整備を進めるとともに、沿道の商業施設等と連携しながら、にぎわいを創り出します。</p> <p>(2) 交流拠点・生活拠点</p> <p>交流拠点・生活拠点では、鉄道駅の交通結節機能を充実・強化しながら、駅周辺の商店街や公共施設などに安全で快適にアクセスできる歩行者空間を整備するなど、徒歩と公共交通による健康に配慮したまちづくりを進めます。</p> <p>2. 身体運動など健康づくりのための空間整備</p> <p>身体運動など健康づくりを楽しむことができる機会や場を充実するため、公園の整備・改修にあたっては、健康遊具やウォーキング園路の設置など、身近な身体運動の場としての空間を整備します。</p> <p>街路樹による緑陰空間の形成や、散策ルート上でのトイレ、ベンチ等の休憩施設の設置など、都市の中でウォーキング、ジョギングなどを楽しむことができる空間を整備します。</p> <p>また、老朽化したスポーツ施設の改修を計画的に行うほか、必要に応じ既存施設の移転・統合など区立スポーツ施設の再構築を通じて機能の高度化を図ります。</p> <p>3. 多様な交流を育む都市環境の充実</p> <p>身近な地域において、外出の機会となる多様な交流活動を促進するため、地域活動の拠点となる公園や文化・学習活動の拠点施設を充実します。</p> <p>また、誰もが安全で安心して社会参加できる環境を形成するため、公共建築物はもとより、多くの人々が利用する公共性の高い民間建築物、道路や公園等の都市施設、公共交通機関などのバリアフリー化を進めます。</p> <p>4. 次世代を担う子どもたちの健全育成に配慮した都市空間の形成</p> <p>子どもたちの健全育成に配慮した都市空間を形成するため、子どもたちにとって安全で健やかな居場所となる公園の整備や、その周辺道路での交通安全施設の充実などを進めます。</p> <p>また、子育てに配慮した都市空間を形成するため、ベビーカーでの円滑な移動が確保されているなど、育児をしている人が外出しやすい環境を整備します。</p> <p>5. 健康で快適な住環境の形成</p> <p>区民の健康で快適な生活を支える住環境を形成するため、熱中症の原因となるヒート</p>	

現行	改定案	説明
	<p data-bbox="1299 195 2383 275">アイランド現象を緩和するための緑化などを推進します。また、東京都と連携しながら騒音、大気、水質、土壌汚染などの公害対策に取り組めます。</p> <p data-bbox="1279 331 1798 359">6. 心の健康を支えるコミュニティの形成</p> <p data-bbox="1299 375 2383 455">近所付き合いなど地域コミュニティが充実していることは、心の健康を支えることにつながります。</p> <p data-bbox="1299 472 2383 588">公園や学校、文化・学習・交流施設など、それぞれの地域における活動拠点を核として、地域スポーツクラブの運営支援や高齢者の介護予防活動など健康づくり活動を通じた住民相互の交流を促進します。</p>	

現行	改定案	説明
<p>4. 副都心整備と産業まちづくりの方針</p> <p>(1) 現況と課題</p> <p>[現況] ⇒再掲</p> <p>産業の面から豊島区をみると、もっとも特徴的なのは多くの「来街者」を引きつける池袋副都心で、商業・業務サービス機能が広範に集積しており、近年でも文化施設や、清掃工場および健康プラザとしまが建設されました。池袋以外の鉄道駅周辺にも、交通の便を生かして商業・業務地が形成されています。住宅地内外には地区住民の日常生活を支える商店街が多くみられます。さらに、東武東上線沿いや神田川周辺の地区には印刷業など都市型産業の工場や作業所がみられます。</p> <p>[課題] ⇒再掲</p> <p>主な課題は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①魅力ある副都心の形成 ②商業業務拠点および各商店街の振興と環境整備 ③産業活動の振興と事業者等のまちづくりへの参画推進 	<p>第5章 東京の魅力を担う池袋副都心の再生</p> <p>【本章の位置づけ】</p> <p>豊島区の都市計画マスタープランは、「目標実現に向けた都市づくり方針」、「地区別のまちづくり方針」、「都市計画マスタープランの実現に向けて」の大きく3つで構成されています。</p> <p>「目標実現に向けた都市づくり方針」は、様々な複層化する都市の課題に対応するために豊島区全体における方針を示しています。</p> <p>「地区別のまちづくり方針」は、各地区の特徴を踏まえたまちづくりの方針を示しています。</p> <p>一方で、「池袋副都心」については、首都東京の中心的な役割を担う拠点であり、豊島区を牽引する存在として、広域的な視点での都市づくりに取り組む必要がある地域です。</p> <p>また、平成22(2010)年6月に策定した「池袋副都心整備ガイドプラン」の考え方を継承し、その後の都市づくりの動向にあわせて池袋副都心の都市づくりを示すことが必要です。</p> <p>このため、「池袋副都心」に関する都市づくり方針を他の都市づくり方針と別に位置づけます。</p> <p>【現況と課題】</p> <p>■現況</p> <p>池袋は、明治36(1903)年に駅が設置されたことに始まり、大正3(1914)、4(1915)年に現在の東武東上線、西武池袋線が相次いで開業したことで、ターミナル機能を持つようになりました。大正末期、池袋モンパルナスと呼ばれる芸術や文化の談論の場が生まれ、終戦まで続きました。戦後の復興期には、駅前ヤミ市により日常生活を満たす庶民文化の1ページを刻みますが、その後、地の利を生かした歓楽街として、映画館、小劇場などの立地が進みました。</p> <p>昭和33(1958)年7月、首都圏整備法に基づく「首都圏整備計画」が策定され、その中で鉄道や幹線道路の結節点であり、広大な後背地を抱え一定の業務・商業機能集積のある地域として、新宿、渋谷とともに副都心に位置づけられました。</p> <p>現在も、首都機能の一翼を担うとともに、鉄道利用者や多くの学校、外国人など、多様な人々を受け入れ、経済活動や交流の舞台として、創造性や活力を育んでいます。</p> <p>また、平成20(2008)年度文化庁長官表彰「文化芸術創造都市部門」を受賞したほか、文化芸術創造都市の形成「としまアートキャンパス」計画の認定(地域再生計画、平成17(2005)年11月22日認定)を受けるなど先進的な文化政策も進んでいます。</p> <p>しかし、近年、池袋駅の乗降客数は減少傾向にあるなど、都市活力の低下が懸念されています。</p>	<p>⇒池袋副都心に関する都市づくり方針を他の方針と切り離して位置づけていく理由を記述</p>

現行	改定案	説明
<p>(2) 基本的な考え方</p> <p>1) 魅力ある副都心の「劇場都市空間づくり」</p> <p>都心・副都心の競合がすすむ中で、池袋副都心の個性と魅力の強化が必要です。そのため、訪れる多くの人びとにとって快適で安全な魅力のある舞台を提供し、都市生活を演じてもらえる「劇場都市空間づくり」をめざします。</p> <p>交通機能や歩行者動線を充実させ、商業業務機能の一層の活性化をはかります。</p> <p>①商業業務の振興・発展</p> <p>平成6年11月に東京都が策定した「業務商業施設マスタープラン」に基づく副都心の「業務商業重点地区」としての商業業務機能の積極的な育成又は再編を目指します。</p> <p>また、産業・経済をリードする中心地にふさわしく、交通利便性を向上させるとともに、集客機能の高い広域型商業業務機能の強化をすすめます。</p> <p>②プロジェクトの推進</p> <p>ア、新庁舎・新公会堂の建設と周辺整備</p> <p>現在、隣接建物に分散している事務所を集約し、新庁舎を建設します。建設にあたっては「防災センター」の設置、区政の中心拠点にふさわしいデザインの実現をはかります。</p> <p>公会堂の建替えにあたっては「劇場都市空間づくり」の舞台にふさわしいデザインを工夫するとともに区民の文化芸術活動の拠点としての機能を強化します。</p> <p>公共駐車場や公園および周辺の歩行者空間等を一体的に整備していきます。</p> <p>イ、清掃工場周辺地区の整備</p> <p>豊島清掃工場及び健康プラザとしまの建設にあわせて整備された「緑のプロムナード」を生かし周辺の整備を行うとともに、池袋駅西口とを結ぶ快適な歩行者空間の整備</p>	<p>■主な課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多くの人々が利用する池袋駅と駅周辺の防災対策を強化するため、鉄道事業者、民間事業者、豊島区などが連携して取り組むことが必要です。 ○来街者や地域の生活者にとって安全・安心な交通環境を確保するとともに、気軽に訪れ楽しむことができる歩行者・公共交通ネットワークを形成し、駅なかから池袋副都心へと新たな人の流れを創出することが必要です。 ○これまで培ってきたまちの価値観や文化芸術施設の集積を生かし、交流の舞台にふさわしい都市整備を進め、にぎわいを創出していくことが必要です。 ○多様な都市機能の高度な集積を生かしたエネルギーの高効率化と最適化を図り、都市活力と環境へのやさしさが両立する都市づくりが必要です。 ○公共施設などの跡地利用や都市開発などにより質の高いみどりを創出し、既存の大規模な緑地をつなぎ、池袋副都心にふさわしいみどりを形成する必要があります。 ○新たな魅力づくりに向けて、池袋副都心の顔となる風格と落ち着きある街並みを形成することが必要です。 ○これらの課題に対応するため、首都機能を担う魅力ある拠点を形成していくために、民間による再開発を誘導し、都市基盤を強化することが必要です。 <p>【都市づくり方針】</p> <p>都市間競争が激しくなる中で、池袋副都心独自の個性と魅力の強化が必要です。そのため、池袋副都心に訪れる人、住まう人など全ての人びとにとって快適で安全な魅力のある舞台を提供し、都市生活を演じてもらえる「劇場都市空間づくり」を引続き目指します。</p> <p>1 安全性の高い都市の実現</p> <p>(1) エリア防災の推進</p> <p>「豊島区防災対策基本条例」に基づき、防災対策について基本理念を定め、区、区民、事業者の責務を明らかにすることにより、災害による被害の最小化を図り、区民の生命、身体及び財産を保護することを目的とした防災対策を総合的・計画的に推進していきます。</p> <p>特に、豊島区、事業者、商店会、防災関係機関などから構成する「池袋駅周辺混乱防止対策協議会」の機能を強化するため、「豊島区駅周辺エリア防災対策協議会」を組織します。また、協議会と連携して、「駅周辺安全確保計画」を策定し、帰宅困難者対策を推進していきます。</p> <p>帰宅困難者の混乱の抑制や安全を確保する一時滞在施設の確保、備蓄倉庫の設置や案内誘導サインの整備を含めた避難経路の設置などに向けて、公共施設の活用や商業・業務などの民間施設の開放要請、管理者が輻輳する地下通路の改善整備など、東京都や事業者などと連携・協力して取り組みます。</p> <p>また、平成24年5月に決定された総務省消防庁「住民への災害伝達手段の多様化実証実験対象自治体」の結果を踏まえ、情報提供体制の整備に取り組みます。</p>	<p>⇒池袋副都心整備ガイドプラン、池袋副都心交通戦略との整合、各方針との整合を図りながら、池袋副都心に係る内容を記述</p> <p>⇒「方針1 防災」との整合</p>

現行	改定案	説明
<p>にとりくみます。</p> <p>ウ、池袋駅東西デッキ計画の推進 副都心の回遊性を強化するため、鉄道敷地の上部を活用して池袋駅の東口と西口をつなぐ東西デッキ広場とそれを結ぶ歩道の建設計画をすすめます。</p> <p>エ、東池袋四丁目地区再開発事業の推進 副都心の一翼にふさわしい商業、業務、住宅などの複合的機能を備えた地区として、東池袋四丁目地区の市街地再開発事業をすすめます。</p> <p>③交通体系の整備</p> <p>ア、都市計画道路および沿道の整備 事業に着手している環状 6 号線（山手通り）や環状 5 の 1 号線などの幹線道路と、補助 172 号線、補助 73 号線などの副都心アプローチ道路の整備をすすめます。また、道路整備とあわせ良好な街並みを形成するため、地区住民の参加を得ながら「地区計画」等の策定にとりくみます。さらに、池袋駅周辺への不必要な車の流入を少なくし歩行者優先の交通体系とするための方策を検討していきます。</p> <p>イ、公共交通の充実 地下鉄 13 号線の早期開通、東池袋地区の新駅設置や池袋と足立区方面を結ぶ新線の建設促進に向けて積極的にとりくみます。新線や新駅の建設にあたっては、乗降客が円滑に移動できる施設とするよう事業者に要請します。</p> <p>④環境への配慮</p> <p>ア、魅力あるアメニティ空間の実現 池袋副都心のアメニティをいっそう増進させるため、魅力あるオープンスペースの整備、個性的で良好な街並みデザインの形成をはかります。公共空間のみならず民間建物についても積極的に働きかけ、オープンスペースの確保、ショッピングモールの実現、自転車駐車場の整備などをはかります。また、高齢者や障害者が利用しやすいように、地上および地下の歩行者空間の整備をすすめます。</p> <p>イ、環境負荷の低減へのとりくみ 区内全域ではもちろんのこと、膨大なエネルギーを消費する副都心では特に大規模な施設の建設・建替えにあたり、地域冷暖房の活用や雨水利用システムの構築など、資源やエネルギーの有効利用と環境負荷の低減へのとりくみを積極的にすすめていきます。また、池袋駅周辺への不必要な車の流入を少なくするための方策を検討します。</p> <p>⑤地下空間の計画的利用 歩行者ネットワークの充実と利便性の向上の観点から、地下空間の計画的利用をすすめる、地下駐車場や地下通路の整備、地下街の拡大等をはかります。</p>	<p>今後開発が見込まれる地区では、帰宅困難者の受け入れや避難経路の拡充など、エリア防災対策に資する開発計画を誘導していきます。</p> <p>(2) 老朽化した建築物の機能更新 池袋副都心において、老朽化した建築物の耐震化や建替え、街区再編や共同建て替えを促進します。建替えにあたっては、帰宅困難者の一次滞留施設の確保や備蓄倉庫の設置などに関する検討を事業者に働きかけます。</p> <p>(3) 公園整備による防災機能の強化 造幣局跡地での防災公園の整備、南池袋公園の再整備、新たな開発計画を検討する際には、公園の整備とあわせて帰宅困難者の受け入れや自立分散型エネルギーの確保など防災機能を強化します。</p> <p>(4) 都市機能を維持するエネルギー源の確保 多くの人を訪れ、都市機能が集中する池袋副都心では、効率的なエネルギー利用とエネルギーセキュリティの観点から、災害時の非常用電源確保と低炭素型都市づくりに寄与する新たなエネルギーシステムの導入などが連携した都市づくりを進めます。都市づくりの動向にあわせて、開発を計画する場合には、コージェネレーションシステムや再生可能エネルギーの利用など、自立分散型エネルギーの導入可能性の検討を誘導します。</p> <p>2 人が優先された交通基盤の整備</p> <p>(1) 歩行者を優先する交通環境の創出 来街者や地域の生活者にとって、安全・安心な交通環境を確保するため、歩行者を優先する交通環境を創出します。 人と自動車のバランスが取れた交通環境を目指し、池袋東口駅前の通過交通を環状 5 の 1 号線など周辺の道路への迂回を誘導します。 さらに、歩行者を優先する区域内では、快適な歩行環境の確保に向け、フリンジ駐車場や集約駐車場の整備、路外荷捌き施設の整備や共同配送などによる効率化を進め、通過交通の抑制や駅前への流入車両の削減に努めます。 鉄道で来街する人が池袋副都心内に出やすいように、駅からまちなかに連続する安心して通行できる歩行者のための道路空間を確保します。 平成〇（〇）年〇月に改定された「池袋駅地区バリアフリー基本構想」に基づき、池袋副都心内のバリアフリー化を進めます。 商業や業務施設が集積する駅周辺街区では、特定の道路に集中する人の流れを分散させていくため、細街路も含めた道路において自動車が進入しない、歩行者が安心して通行できる快適な区域を確保します。 幹線道路では、道路幅員などの現状に応じて自転車走行レーンの設置を検討し、歩行者と自転車の空間の分離を目指します。また、自転車によるアクセス性を高めるため、</p>	<p>⇒現庁舎跡地の整備も見据えた防災機能の強化について記述</p> <p>⇒「方針 1 防災」との整合</p> <p>⇒「池袋副都心整備ガイドプラン」に加え「池袋副都心交通戦略」に基づき記述</p> <p>⇒「池袋副都心整備ガイドプラン」に加え「池袋副都心交通戦略」に基づき記述</p>

現行	改定案	説明
	<p>不足している駐輪施設を確保します。</p> <p>(2) 回遊性の向上 主要施設間をアクセスしやすいように、歩行者を優先する道路と拠点性の高いエリア周辺や繁華街周辺を結ぶ歩行者ネットワークを形成します。 来街者・生活者の移動の負担を軽減し、池袋副都心に出やすい環境とするため、池袋副都心内の移動を支援する新たな公共交通（LRTなど）の導入の検討を進めます。</p> <p>(3) 交流を育む拠点性の向上 池袋副都心の玄関口となる池袋駅東西駅前広場は、グリーン大通りやアゼリア通りと一体となった多目的な歩行者広場として、来街者にとって魅力的な空間として整備します。 初めて訪れる人にもわかりやすいように、駅周辺における路線バスやタクシーなどの公共交通機関の施設配置を見直し、利便性を高めます。 東池袋エリアでの都市づくりの動向を踏まえながら、新駅設置に向けて、関係機関と連携を図ります。</p> <p>(4) 池袋駅東西の交通軸の形成 池袋副都心を訪れる誰もが分かりやすく、魅力ある街並みを創出するため、「池袋の都市軸」の形成を先導し、来街者にとって視覚的・空間的にもわかりやすい、新たな公共交通システムを導入します。 新たな交通システムの導入にあわせて、沿線の活性化を図るため、歩行、公共交通、沿道施設が調和した都市空間を形成します。 池袋駅東西の活発な交流を促進するため、既存地下通路のバリアフリー化やサインの統一、地下通路出入口のサンクンガーデン化などにより、東口と西口の連絡機能を強化し、池袋副都心としての一体性を生み出します。 線路上空を活用した東西自由通路を設置し、駅周辺の公共施設の充実と周辺街区とのアクセス性の向上を図るとともに、災害時における帰宅困難者対策のスペースとして活用します。</p> <p>3 交流を育むにぎわいの創出 (1) 多様な芸術文化空間の活用と創出 池袋駅東口に隣接する「駅前広場とグリーン大通り、南池袋公園」、西口に隣接する「駅前広場と東京芸術劇場と一体の西口公園」では、沿道の商業施設と連携し、様々な音楽やパフォーマンス、アート展示など多様な芸術文化空間として活用を検討します。 芸術やファッションなど表現の舞台として、グリーン大通りやアゼリア通りを活用し、まちなかで文化を感じることができる仕掛けづくりを関係機関と検討します。 池袋駅東西の芸術文化の交流を強化するため、わかりやすい案内誘導サインや鉄道上空を利用した東西自由通路の整備、バリアフリー化などにより、誰もが見て、歩いて、</p>	<p>⇒「池袋副都心交通戦略」に基づき記述</p> <p>⇒「方針2 交通」との整合</p> <p>⇒「池袋副都心交通戦略」に基づき記述</p> <p>⇒「豊島区文化政策推進プラン」を踏まえ池袋副都心に関する内容を記述</p> <p>⇒ソフトレベルのことを記述するか、文化の方針で記述している空間的な記述にするかは要検討</p>

現行	改定案	説明
	<p>楽しい都市空間を創出します。</p> <p>庁舎移転後の再整備においては、新たな芸術・文化活動の拠点機能の導入を検討します。</p> <p>(2) 観光によるにぎわいの創出</p> <p>誰もが、安心して訪れ、楽しめる観光都市として、道路の段差解消、エスカレーターやエレベーターの整備など、バリアフリーのまちづくりに向けて取組みます。</p> <p>来街者が観光ルートや買物の途中で憩うことができる場として、快適スポットを設置します。また、案内サイン標示の設置を進め、多様な来街者が安心して回遊できる環境整備に取組みます。</p> <p>豊島区内外への情報発信の強化を図るため、東京芸術劇場などの文化施設と連携した文化・観光情報発信拠点の整備や、デジタルサイネージなどを活用した観光案内情報発信などを検討します。</p> <p>(3) 多様な都市機能を生かした新たなビジネス展開の支援</p> <p>池袋副都心や交流拠点では、多様な都市機能が複合的に立地するとともに、様々な人々が交流する刺激的な都市環境を生かし、産業政策と連携しながら、都市開発など都市機能の更新とあわせて、新たな産業や地域活動を誘発する産業支援機能（インキュベーション機能）を誘導します。</p> <p>4 実感できる低炭素型都市づくりの推進</p> <p>商業、業務、文化・交流など多様な都市機能を集積し、エネルギー効率の高い低炭素型都市への転換を図ります。</p> <p>太陽光や太陽熱など再生可能エネルギーの活用や、排熱など未利用エネルギーの活用、地域冷暖房の供給エリアの拡大など、効率的なエネルギー利用を促進することで、環境負荷の少ない都市づくりを進めます。</p> <p>また、建築物の機能更新の際には環境に配慮した高機能な建築物への建替えを促進し、まち全体のエネルギー効率が高められるように誘導していきます。</p> <p>低炭素活動の見える化に向けた情報発信や仕組みづくりを支援し、低炭素に関する取組みを広く周知することで、区民や事業者による低炭素活動を促進します。</p> <p>グリーン大通りやアゼリア通りの街路樹を充実することにより、森の涼しさを感じ風の音を聴くことができる、厚みと広がりのある風の道を創出します。</p> <p>緑化空間の確保や街路樹の充実とともに、クールスポットとなるオープンスペースの創出や、道路舗装の工夫などによる冷却効果の向上を図ります。</p> <p>5 人と都市に潤いと安らぎをもたらすみどりの創出</p> <p>既存の公園に加えて、新たな開発によりまとまったみどりを創出し、アゼリア通りやグリーン大通り、雑司ヶ谷霊園や立教大学など大規模な緑地を有機的につなぐことで、池袋の都市軸を形成します。</p>	<p>⇒「豊島区観光振興プラン」を踏まえ池袋副都心に関する都市整備関連施策について記述</p> <p>⇒「豊島区観光振興プラン」の目標年度が平成25年度となっているため、今後の方針について要確認</p> <p>⇒「方針7 文化」との整合</p> <p>⇒「池袋副都心整備ガイドプラン」に基づき記述を追加・強化</p> <p>⇒「池袋副都心整備ガイドプラン」に基づき記述</p>

現行	改定案	説明
	<p>公園などとその周辺の環境を整備することで、憩いの場としての修景や施設の充実、安全安心の向上など、区民や来街者のためのレクリエーション広場の充実を図ります。</p> <p>みどりの拠点をつなぐネットワークを池袋副都心全体に広げるため、広幅員の道路や歩行者ネットワーク上において、既存のみどりのネットワークを生かしながら街路樹の植樹や道路沿道の民有地の緑化などの促進を図ります。</p> <p>まちなかでのみどりを保全・創出し、みどりのネットワークをつなげていくため、オフィスビル、商業ビル、マンション、住宅などに、屋上緑化や壁面緑化などを誘導するとともに、道路脇や民間駐車場などまちのあらゆる空間を活用した緑化を促進します。</p> <p>また、地形や歴史を生かし、開発などにより創出されるみどりを通じて、自然や季節が感じられる都市空間を形成します。</p> <p>6 都市の価値を高める風格ある都市空間の創出</p> <p>池袋のにぎわいと交流の骨格軸となるグリーン大通りとアゼリア通りでは、池袋副都心のシンボルとなる歩いて楽しい街並みを創出し、にぎわいや回遊性の向上を目指します。</p> <p>歩行者ネットワークが形成される通りの沿道では、快適な歩行者空間の形成に加えて、沿道店舗などのデザインの協調や街路と店舗のデザインの一体化など、ルールづくりによるにぎわいの創出を図ります。また、無電柱化により、歩きやすさの向上や良好な景観形成を図ります。</p> <p>池袋副都心の魅力の向上に向け、広場空間となる歩道の拡幅や公園などのまとまった空地进行を創出します。また、既存の広場や地域の歴史や地形などの資源を生かし、空間的な連携を重視した新たな広場の配置やネットワーク化を図ります。</p> <p>7 健康で快適な都市環境の形成</p> <p>グリーン大通りを、四季の彩りを感じながら、気持ちよく散策やウォーキングなどを楽しむことができる健康の道として形成します。</p> <p>誰もが安全で快適に歩くことができ、出かけてみたくなる回遊性のある空間を形成するため、池袋駅の東西デッキの整備をはじめ、ユニバーサルデザイン及びバリアフリーに配慮した歩行者優先の空間整備を進めます。</p> <p>8 都市再生の実現に向けたプロジェクトの推進</p> <p>(1) 区役所現庁舎や豊島公会堂、中池袋公園周辺</p> <p>(2) 東西デッキ整備</p> <p>(3) 南池袋二丁目地区</p> <p>(4) 造幣局周辺</p> <p>(5) 池袋駅東口</p> <p>(6) 池袋駅西口</p>	<p>⇒「池袋副都心整備ガイドプラン」に基づき記述</p> <p>⇒「方針8 健康」との整合</p> <p>⇒プロジェクトの進捗を見ながら、最終的に記述</p>